

令和5年度

神奈川県ニホンザル管理事業実施計画

令和5年6月

# 目次

I	第5次神奈川県ニホンザル管理計画の基本的な考え方	1
1	計画の目標	1
2	管理の考え方	1
3	管理計画の進め方	2
	(1) 神奈川県ニホンザル管理事業実施計画の策定	2
	(2) 実施体制	2
4	地域個体群別の管理方針	4
	(1) 西湘地域個体群	4
	(2) 丹沢地域個体群	4
	(3) 南秋川地域個体群	4
II	令和4年度の事業実施状況	5
別表1	令和4年度の事業実施状況	5
表1	個体数調整等の実施結果（令和4年度）	6
表2	個体数調整等に用いた捕獲方法（令和4年度）	6
表3	ニホンザル行動域周辺での森林整備の実績	7
表4	各群れの個体数の推移（令和4年度ニホンザル生息状況調査結果）	8
図1	各群れの行動域（令和4年度ニホンザル生息状況調査結果）	9
表5	各群れの行動域の比較（令和4年度ニホンザル生息状況調査結果）	10
表6	個体分析対象個体（令和4年度ニホンザル捕獲個体分析）	11
表7	地域個体群別農作物被害の推移	11
表8	地域個体群別自家用農作物被害の推移	11
表9	地域個体群別生活被害・人身被害件数の推移	12
表10	広域的に情報交換を行う会議等	12
III	令和5年度の事業実施計画	13
1	被害防除対策	13
	(1) 集落環境整備	13
	(2) 農地への防護柵の設置	13
	(3) 広域防護柵の設置	13
	(4) 追い払い	13
	(5) 加害個体捕獲	14
2	群れの管理	14
別表2	令和5年度の群れ管理事業実施計画の概要	14
	(1) 地域個体群ごとの基本方針	15
	(2) 追い上げ	16
	(3) 群れ管理のための個体数調整、管理困難な群れの除去	16
表11	個体数調整の区分及び該当する群れ	17
表12	群れ別・性年齢別の個体数調整対象個体数（令和5年度）	18

3	生息環境整備 .....	19
	(1) 水源の森林づくり事業 .....	19
	(2) 県営林整備事業 .....	19
	(3) 市町村による森林整備の事業 .....	19
4	モニタリング .....	20
	(1) 生息状況調査 .....	20
	(2) 被害状況調査 .....	20
	(3) 対策状況調査 .....	20
	(4) 調査結果の分析 .....	20
5	その他 .....	21
	(1) 広域連携による対策実施の推進 .....	21
	(2) 第6次計画に向けた検討 .....	21

## I 第5次神奈川県ニホンザル管理計画の基本的な考え方

(第5次神奈川県ニホンザル管理計画(令和5年3月策定、以下「第5次計画」という。)より抜粋)

### 1 計画の目標

第4次計画までに実施してきた目標を引き継ぎ、次の3点を目標とする。

- 適正な群れ管理を通じた地域個体群の管理
- 農作物被害の軽減
- 生活被害・人身被害の根絶

### 2 管理の考え方

県では、鳥獣と人との棲み分けを図り、あつれきを解消していくという鳥獣被害対策の基本的な考え方に沿ってサルの管理に取り組んでおり、第4次計画からは「各群れを適正な生息域及び適正な規模で管理することを通じて地域個体群を管理する」という考え方も取り入れながら、管理事業を実施してきた。

第4次計画までの管理事業の結果、「農耕地等に依存する群れ」を、いかに「山林を中心に生息する群れ」にしていくか、また、「山林を中心に生息する群れ」をその状態で保ち続けるという視点で管理を行っていくことが重要であることが分かってきた(次ページ コラム「サルの行動域調査によって明らかになった群れごとの利用環境の違い」及び図3-1のとおり)。

また、サルの個体数が半減している中で、群れや特定の個体が、人やわなに対する警戒心を一層増している状態にあるほか、加害群を除去したことによる近隣の群れの行動域の変化や、新たな加害個体・加害群の発生も考えられる。

サルへの意図的な餌付けについては、昭和30年代に、県内の一部地域で大規模に意図的な餌付けが行われ、その後の被害の拡大や地域への定着の大きな要因となつたとされている。

第5次計画の管理事業においては、このような事項についても配慮しつつ、各群れごとにモニタリングによって得られた生息状況や、地域での被害状況、群れ特性等に基づき、これまでの対策等の実施履歴について整理を行うとともに、被害防除対策、群れ管理、生息環境整備を効果的に組み合わせて行う取組を継続する。

特に、捕獲を行うにあたっては、サルの群れはオトナメスを中心とした母系の集まりであるため、オトナメスを除去すると群れが分裂し、被害が拡大するおそれがあることから、群れの分裂防止への配慮が欠かせない。

なお、環境省では、学識経験者とともに、全国のサル地域個体群の連続性・孤立性等の解析・評価を検討中(2021(令和3)年度に本県についてもサル管理の実施状況のヒアリングを実施)であり、引き続き、こうした検討状況について情報収集していく。

(【コラム】サルの行動域調査によって明らかになった群れごとの利用環境の違い…省略)

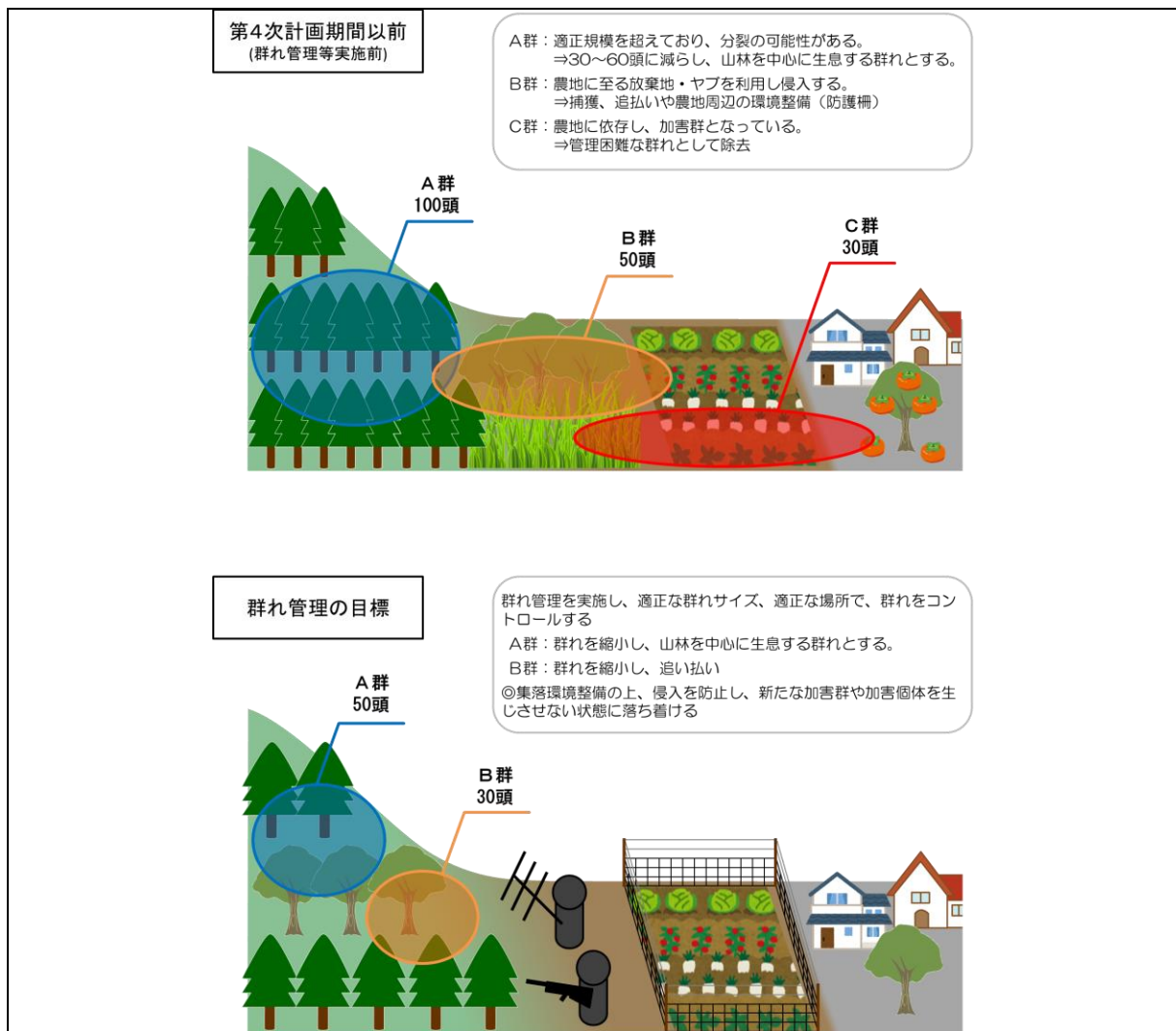


図 3-1 群れ管理のイメージ

### 3 管理計画の進め方

#### (1) 神奈川県ニホンザル管理事業実施計画の策定

県は、毎年度「神奈川県ニホンザル管理事業実施計画」（以下「事業実施計画」という。）を策定し、地域の関係者、市町村、県等が連携・協力し、地形や農作物、実施体制等の市町村の状況に応じて管理事業を推進する。

事業実施計画の作成に当たっては、まず、市町村が各地域県政総合センターと協力し、群れ管理を含めた市町村における事業実施計画原案及び事業実施計画図案を作成する。

次に、各市町村の事業実施計画原案等に基づいて、各地域鳥獣対策協議会が、市町村や農業者団体を通じて住民の意見も取り入れながら、地域の事業実施計画案を作成する。

地域の事業実施計画を基に、県は、神奈川県鳥獣総合対策協議会での検討と協議を経て、県全体の事業実施計画を策定する。

県は、市町村と連携して生息状況、被害状況及び対策状況のモニタリングを行い、その結果を市町村等の関係機関と共有するとともに、モニタリング結果等に基づいて管理事業の効果を評価し、次年度の事業実施計画に反映する。

#### (2) 実施体制

##### ア 県の取組

県は、管理事業を効果的に進めるため、各地域県政総合センターに設置した各地域鳥獣対策協議会を通じて広域的な連携・調整を図る。各地域鳥獣対策協議会を通じて地域の事業実施計画案の作成を調整するとともに、市町村と連携して事業実施計画の進行管

理及び生息状況、被害状況、対策状況のモニタリング等を行い、それに基づき管理事業の効果検証等を行う。

また、地域ぐるみの対策を継続的・計画的に推進できるよう、専門職員をかながわ鳥獣被害対策支援センターに配置し、広域的・専門的な観点から、市町村や農業者団体、農業者等に対して、被害防除対策に関する最新の知見や対策手法に関する情報提供、地域の実情に応じた対策の提案、技術的支援等を行うとともに、環境部門と農政部門が連携して地域ぐるみの取組を支援する（図 3-2）。

地域による対策が非常に困難な場合や、対策の実施主体である市町村の実施体制（人員、予算）が十分でない場合、県は、計画の目標の達成状況等の実態に応じ、市町村と連携した対策の強化や支援等を検討する。



図 3-2 かながわ鳥獣被害対策支援センターによるドローンを活用した集落環境調査

#### イ 市町村の取組

市町村は、被害防除対策、群れ管理や生息環境整備等を組み合わせて、事業実施計画に基づいて管理事業を推進する。

また、県と連携してサルの出没や地域の被害状況、対策状況を把握し、県に報告するとともに、把握した情報を地域における追い払い・個体数調整、被害防除対策等に活用する。

さらに、地域全体の被害を軽減するため、必要に応じて県と協力しながら、住民や農業者に対して効果的な対策に関する情報提供や技術指導を行い、地域ぐるみの対策を支援する。

#### ウ 地域ぐるみの取組

追い上げや被害防除対策の実施に当たっては、地域の関係者が地域のサルに関する問題や目標を共有し、その地域の被害実態やサルの群れの特性に合った対策を地域が主体となって実施することが効果的である。そのため、地域の住民や農業者、市町村、農業者団体、狩猟者団体等が連携・協力し、地域ぐるみで継続的に対策に取り組む。

市町村等は、地域ぐるみの取組を実施するに当たって、地域に対策技術や知識が蓄積し、取組が自立的に行われるよう、住民等を中心に群れ管理のための追い払いや集落環境整備等の被害防除対策を実施する体制作りを支援する。

#### エ 関係都県との連携

一部の地域個体群及び地域個体群を構成する群れは、行動域が隣接県にまたがることから、県及び市町村は、関係都県及び隣接する市町村と、生息状況、被害状況、捕獲状況及び被害防除対策の実施状況等について情報交換を行うとともに、管理事業の効果的な実施に向けて連携を図る。

#### オ 神奈川県鳥獣総合対策協議会

学識経験者や関係団体等で構成する神奈川県鳥獣総合対策協議会において、事業実施計画の内容について合意形成を図るとともに、必要な検討、助言及び評価を行う。

事業実施計画の検討、評価等に当たって、神奈川県鳥獣総合対策協議会サル対策専門部会は、モニタリング等の結果をもとに生息状況や管理事業の検討、評価等を行う。

また、ニホンザル管理検討委員会は、事業実施状況及びモニタリングのデータをもと

に科学的な検討を行う。

#### 4 地域個体群別の管理方針

サルは、地域個体群とそれを構成する群れごとに生息や被害の状況が異なるため、地域個体群別の管理方針として実施する取組を定める。

##### (1) 西湘地域個体群

行動域に農耕地や市街地の割合が高いため個体数に比して被害は大きく、特に生活被害及び人身被害は大きなものとなっており個体数調整は継続する必要がある。「生活被害・人身被害の根絶」を前提として、次の事項に取り組む。

- ・H群について、管理困難な群れとして除去を進める。群れの除去を目指し、人への警戒心が高い個体が多いため、箱わな・囲いわな等により、餌環境が厳しくなる冬季に向けて、捕獲場所の検討・準備を進めた上で、群れの除去を目指して捕獲を実施する。
- ・T1群について、住民、市町、県等の連携体制を整備し、住宅地や農地等サルとの棲み分けを図る場所での追い払いを徹底するとともに、特に、市街地及びその周辺での泊り場つぶし（継続的に居させなくする対策）を検討する。
- ・静岡県側の群れの分布や移動、被害状況等について、県・市町村等との情報交換等を継続する。

##### (2) 丹沢地域個体群

山麓の市街地や農耕地・集落を主な行動域としていた4群の除去を進めたが、現存する一部の群れの行動域は、依然として農耕地・集落も含めた山地山麓となっている。「被害の軽減、根絶」を前提として、群れごとに異なる行動域や農耕地・集落の利用状況に応じた、次の事項に取り組む。

- ・群れの行動域の重なり度合い、追い上げの難しさ、住宅地や農地への依存状況等を踏まえ、適正な群れの配置、群れ数及び各群れの規模を検討し、追い上げや追い払い方法を、各群れに応じて事業実施計画で、整理・検討する。
- ・行動域が市町村界をまたがる群れについて、群れの管理方法の調整を図るとともに、隣接市町村の連携による追い上げに取り組む。
- ・農地における電気柵の設置や放棄果樹の伐採等誘引要因の除去等によって、出没地点の減少及び被害の軽減を図る。また、市街地や農耕地・集落及びその周辺に、恒常的な群れの侵入ルートが確認できた場合は、泊り場つぶし（継続的に居させなくする対策）を検討する。

##### (3) 南秋川地域個体群

行動域が、山間部から農耕地等に移動する傾向があれば、農作物被害や生活被害が発生しないよう群れ管理を行うため、次の事項に取り組む。

- ・各群れは、県北部と東京都及び山梨県にまたがって生息しており、特に留意が必要な群れとして、隣接する東京都側には、100頭規模の川井野群が生息しており、県内の群れの除去等により、かえってこの東京都側の群れが侵入して来ることがないように十分な注意が必要であり、調査を継続する。
- ・山梨県側に主な行動域があるK1群や、東京都の川井野群に隣接関係にある県内のK4群がおり、行動域調査等により群れの状況を踏まえながら、適正な群れの配置、群れ数及び各群れの規模を整理・検討し、群れごとに群れ管理を進める。
- ・農地における電気柵の設置や放棄果樹の伐採等誘引要因の除去等によって、出没地点の減少及び被害の軽減を図る。市街地や農耕地・集落及びその周辺に、恒常的な群れの侵入ルートが確認できた場合は、泊り場つぶし（継続的に居させなくする対策）を検討する。

## Ⅱ 令和4年度の事業実施状況

令和4年度ニホンザル管理事業実施計画に基づき、別表1「令和4年度の事業実施状況」のとおり各種の管理事業を実施した。

また、その事業量等の詳細について表1～表10及び図1のとおり取りまとめた。

### 別表1 令和4年度の事業実施状況

・・・別添



別表1 令和4年度の事業実施状況

管理事業の区分(1)	管理事業の区分(2)	全体	西湘地域個体群	丹沢地域個体群	南秋川地域個体群
1 被害防除対策	(1) 集落環境整備	県内各地で集落環境の調査や緩衝帯の整備等が行われるとともに、農作物を早期に収穫することや野菜の残渣を埋設することなど、農地や人家周辺の誘引要因を除去すること等について、市町村等を中心として啓発を行った。	市町では、未収穫農作物や廃棄作物など誘引物の適正な処理の啓発活動を行うとともに、餌付けの禁止の周知に取り組んだ。	・秦野市、伊勢原市では、未収穫農作物や廃棄作物の処理に関しての啓発活動を継続した。また、ハイカー等に対して餌付け等の禁止を周知し、誘引物の除去に取り組んだ。 ・市町村において、農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について啓発を行った。	・相模原市では放棄及び取り残し農作物等誘引物の除去の啓発を行った。
1 被害防除対策	(2) 農地への防護柵の設置	市町村等が、農業者による電気柵等の設置を補助した。	一部の農地でサル用電気柵や防護ネットが設置されているが、普及は進んでいない。かながわ西湘農業協同組合や市町村にて個人の設置する柵に対する補助を行った。	市町村では、既存の柵を必要に応じて延長するほか、巡回、点検、補修及び柵周辺の除草等の維持管理を行っているほか、個人の設置する柵に対する補助を行った。伊勢原市では市町村事業推進交付金を活用し、農地を囲う侵入防止柵が設置された（高部屋地区：1箇所、大山区：1箇所）。柵を設置した農地では被害の減少がみられたが、未設置の農地に被害が集中しているところもある。	市町村では、既存の柵を必要に応じて延長するほか、巡回、点検、補修及び柵周辺の除草等の維持管理を行っているほか、個人の設置する柵に対する補助を行った。
1 被害防除対策	(3) 広域防護柵の設置	県は、市町村が行う広域獣害防護柵の補修について、補修に係る経費を補助した（令和4年度対象：伊勢原市、秦野市、清川村、松田町）。			
1 被害防除対策	(4) 追い払い	地域の住民、市町村等が実施主体となり、連携して追い払いを実施した。一部の市町村では群れの位置情報を住民へ提供する施策を継続した。	・鳥獣被害対策実施体、市町村職員による追い払い実施  ・小田原市片浦地区の住民間において、SNS(LINE)を活用したサルの出没情報のリアルタイム共有を行った。	・地域の住民、委託業者、農業者、農業者団体、猟友会、市町村職員による追い払い実施 ・追い払い研修会を実施 ・群れの位置情報について、秦野市では市ホームページで前日の泊まり場を、伊勢原市では位置情報を希望者へメールにて提供している。 ・厚木市や小田原市、秦野市では市ホームページで前日の泊り場等の位置情報を公開した。伊勢原市は希望者に群れの位置情報をメールで提供した。	・地域の住民、委託業者、農業者、農業者団体、猟友会、市町村職員による追い払い実施
1 被害防除対策	(5) 加害個体捕獲	各群れから加害個体として特定した個体の捕獲はなかった。ハナレザル2頭を加害個体として特定しており（共に相模原市内）、うち1頭を捕獲した。はこわなでの捕獲が困難であり、加害個体として特定した個体の捕獲が進んでいない状況である。	T1群2頭を加害個体として特定しているが捕獲できていない。	日向群1頭を加害個体として特定しているが捕獲できていない。	加害個体として特定している個体なし
2 群れ管理	(1) 追い上げ	各地域個体群で追い上げ目標エリアに向けて、市町村の実施隊、鳥獣被害防止対策協議会の追い払い隊、地域住民、委託業者等により追い上げを行った。技術的、人力的制約から、効果的な追い上げができていない状況である。	・鳥獣被害対策実施体、市町村職員による追い上げ実施	・地域の住民、委託業者、市町村職員による追い上げ実施	・委託業者による追い上げ実施
2 群れ管理	(2) 群れ管理のための個体数調整	適正規模とするための群れの縮小・維持、または適正配置とするための群れの縮小・除去を目的として、21頭の個体数調整を実施した。 *詳細は「表1 個体数調整等の実施結果」「表2 個体数調整等に用いた捕獲方法」参照		・計16頭の個体数調整を実施した。 ・日向群については、伊勢原市により個体数調整を実施しているが、オトナメスや加害個体はわなへの警戒心が高く捕獲が困難な状況にある。	・計5頭の個体数調整を実施した。 ・相模原市緑区吉野、澤井、佐野川地区の自治会が中心となり、鳥獣対策連絡協議会を設立し、市や県も交え、対策について協議を行った。
2 群れ管理	(3) 管理困難な群れの除去	管理困難な群れの除去を目的として、1頭の個体数調整を実施した。 *詳細は「表1 個体数調整等の実施結果」「表2 個体数調整等に用いた捕獲方法」参照	・計1頭の個体数調整を実施した。		

管理事業の区分 (1)	管理事業の区分 (2)	全体	西湘地域個体群	丹沢地域個体群	南秋川地域個体群
3 生息環境整備	3 生息環境整備	ニホンザルの行動域周辺の地域で、県及び市町村が水源の森林づくり事業等で、ニホンザルの生息環境の改善にも資する人工林の間伐・枝打、植生保護柵設置等の森林整備を行った。 *詳細は「表3 ニホンザル行動域周辺での森林整備の実績」参照			
4 モニタリング	(1) 生息状況調査	ア 群れ数、個体数 令和4年9月を中心にカウント調査や聞き取り調査を実施し、確認した群れは計14であった。 *詳細は「表4 各群れの個体数の推移」参照  イ 行動域調査 各群れについて、ラジオ・テレメトリー法及びGPS発信器により行動域調査を実施し、行動域の変化が明らかになった。 *詳細は「図1 各群れの行動域」及び「表5 各群れの行動域の比較」参照  ウ 捕獲個体分析 個体数調整を行う群れ等について、今後の群れ管理に寄与するため、捕獲個体の身体状況、繁殖状況、栄養状態、被害防除対策、集落環境整備等の対策の効果を把握し、カウント調査等による群れの性年齢別の頭数構成の把握が妥当であるか検証するため個体分析を行った。これらの群れの捕獲個体は原則として研究機関へ搬送し、捕獲個体の外部計測、妊娠、栄養状態の把握及び記録の確認を行った。 *対象個体の数・構成は「表6 個体分析対象個体」参照			
4 モニタリング	(2) 被害状況調査	農作物の被害は令和2年度以降低い傾向にあるが、自家用農作物被害は増加傾向にある。また、生活・人身被害は依然として発生している。 なお、農業被害については、十分な補償制度がないことや効果的な対策が実施されないとの理由により、被害報告を申告しない農業者が多いなどの課題もある。 *詳細は「表7 地域個体群別農作物被害の推移」「表8 地域個体群別自家用農作物被害の推移」及び「表9 地域個体群別生活被害・人身被害件数の推移」参照			
5 その他	5 その他	(1) 広域連携による対策実施の推進 行動域が複数市町村や隣接都県にわたる群れに対しては、関係機関の連携が有効であることから、関係機関による情報交換を行い、連携した取組みの検討を行った。 *会議等の概要は「表10 広域的に情報交換を行う会議等」参照	・隣接都県との行政界をまたがった群れについて、静岡県、熱海市及び湯河原町との連絡会議を開催し、群れの状況や対策の実施状況等について情報共有を行った。	・市町村の行政界をまたがった群れについて、秦野市、伊勢原市及び関係団体との連絡会議を開催し、群れの状況や対策の実施状況等について情報共有を行った。	・隣接都県との行政界をまたがった群れについて、上野原市や八王子市と適宜、群れの状況や対策の実施状況等について情報共有を行った。

表1 個体数調整等の実施結果（令和4年度）

群れ管理の方法	地域 個体群	群れ・ 集団名	捕獲 計画数 (R4)	捕獲数等			参考：学 習放獣 (外数)
				捕獲・ 殺処分 (県内)	捕獲・ 殺処分 (県外)	交通事 故、 自然 死	
適正規模とするための群れの縮小、維持	西湘	T 1	0				13
	丹沢	ダムサイト	2				
		川弟B	0			1	
		川弟B 1	0				
		日向	8	3			1
		丹沢湖	3	3			1
		半原	20				
	南秋 川	鐘ヶ嶽	9	5			3
		K 1	5		8(注2)		
K 4		7	5			4	
		川井野	20		22(注3)		
適正配置とするための群れの縮小	丹沢	川弟A	20	3		1	1
適正配置とするための群れの除去	丹沢	ダムサイト 分裂	5(注1)				
		経ヶ岳	2(注1)	2			
管理困難な群れの除去	西湘	H	7(注1)	1			
加害個体（ハナレザル含む）捕獲	不明	ハナレザル	—	1	10(注3)	1	

群れ管理の方法	群れ・集団 数	捕獲 計画数 (R4)	捕獲数等			参考：学 習放獣 (外数)	
			捕獲・ 殺処分 (県内)	捕獲・ 殺処分 (県外)	交通事 故、 自然 死		
適正規模とするための群れの縮小、維持	小計	11	74	16	30	1	22
適正配置とするための群れの縮小	小計	1	20	3	0	1	1
適正配置とするための群れの除去	小計	2	7	2	0	0	0
管理困難な群れの除去	小計	1	7	1	0	0	0
加害個体（ハナレザル含む）捕獲	小計	—	0	1	10	1	0
合計		15	108	23	40	3	23

注1) 上記頭数の他、令和3年度生息状況調査以降、出生等により増加した頭数も個体数調整の対象とした。

注2) 上野原市の捕獲数。 注3) 八王子市の捕獲数。

表2 個体数調整等に用いた捕獲方法（令和4年度）

地域個体群	群れ・集団名	捕獲・殺処分頭数（県内）						計
		はこわ な	囲いわ な	麻酔銃	銃器	I C T わな	その他	
西湘	H	1						1
丹沢	川弟A	2			1			3
	経ヶ岳	1					1(注1)	2
	日向	3						3
	丹沢湖	3						3
	鐘ヶ嶽	5						5
南秋川	K 4	5						5
不明	ハナレザル	1						1
総計		21			1		1	23

注1) 手捕りによる捕獲。

表3 ニホンザル行動域周辺での森林整備の実績

区域	大流域名	森林整備面積 (ha)			
		水源の森林づくり (県確保分)	県営林整備	承継分収林整備	計
神奈川県 ニホンジカ管理計 画上の保 護管理区 域 (注1)	世附川			6.18	6.18
	中川川上流	22.09			22.09
	丹沢湖	78.94	24.70	39.38	143.02
	丹沢中央				
	神ノ川	48.36			48.36
	丹沢南麓	32.63			32.63
	早戸川	19.14			19.14
	中津川		16.81		16.81
	大山・秦野	48.12			48.12
	愛川				
	津久井	46.83		10.96	57.79
	厚木				
	清川	39.41	7.94		47.35
	宮ヶ瀬湖	24.63	5.97		30.60
	秦野				
	伊勢原				
松田	17.19				
山北	72.81		9.16	81.97	
小計	450.15	55.42	65.68	554.06	
神奈川県 ニホンジカ管理計 画上の定 着防止区 域	相模原市 (旧津久井町除く)	124.64		55.60	180.24
	小田原市	17.69	75.52	29.67	122.88
	箱根町		10.02		10.02
	南足柄市	115.94		14.87	130.81
	湯河原町				
小計	258.27	85.54	100.14	443.95	
計	708.42	140.96	165.82	998.01	

注1) 神奈川県ニホンジカ管理計画上の保護管理区域は下図の通り



表4 各群れの個体数の推移（令和4年度ニホンザル生息状況調査結果）

（単位：頭）

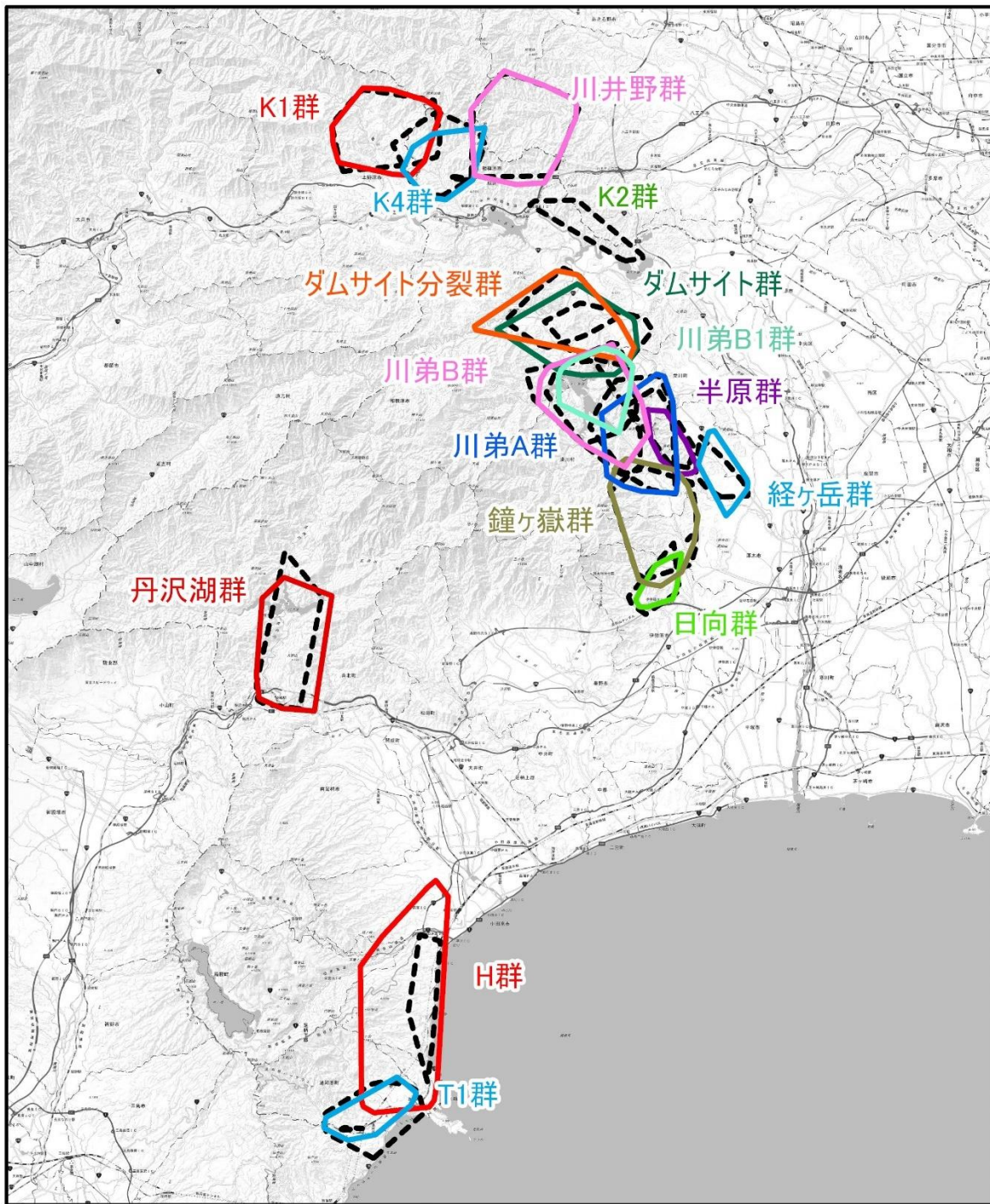
地域個体群名	群れ・集団名	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	備考		
西湘	S群	22	21	20	21	22	25	22	20	18	17	5	2	2			令和2年12月に除去が完了		
	H群	35	32	33	36	45	45	42	44	47	35	31	27	19	12	5			
	P1群	17	19	15	13	9	12	13	5	5	5	2	1	1	1			令和4年度は確認情報なし 令和4年度までに消滅したものと扱う	
	和田山集団					3	—	—	3	2								平成29年度は確認情報なし 平成29年度までに消滅したものと扱う	
	T1群	27	26	27	29	31	32	33	34	36	28	28	30	24	23	25			
	T2群	4																	平成22年以降発信機装着個体はP1群で確認
	小計		105	98	95	99	110	114	110	106	108	85	66	60	46	36	30		
丹沢	ダムサイト群	16	12	15	16	16	17	12	12	14	11	14	20	17	17	17			
	ダムサイト分裂群	48	50	29	35	25	19	20	15	20	20	19	6	9	5	—			
	川弟A群	66	79	42	46	56	53	57	56	57	63	67	66	70	72	63			
	川弟B群			47	51	59	59	64	63	68	60	74	26	25	29	27			
	川弟B1群													50	45	51		川弟B群からの分派により令和2年度に新たに確認された。	
	経ヶ岳群	82	81	68	69	46	45	54	32	39	34	27	11	5	5			令和5年1月に除去が完了	
	鷹尾群	118	108	103	107	89	90	92	58	46	42	19						平成31年4月に除去が完了	
	煤ヶ谷群	63	72	53	54	52	51	47	41	38	47	28	3	3				令和2年9月に除去が完了	
	高森集団		13	7	3	5	3	3	3	3								平成29年度は確認情報なし 平成29年度までに消滅したものと扱う	
	日向群	51	53	54	59	67	65	52	48	38	36	35	32	30	34	31			
	大山群	41	44	49	49	50	54	45	49	32	31	14	9					令和2年7月に除去が完了	
	子易群	10	13	19	20	23	16	13	11	10	10							平成30年2月に除去が完了	
	丹沢湖群	14	22	22	22	25	27	28	24	29	33	28	40	31	22	19			
	片原群				22	25	31	26	24	16	16	18	12	3	—			令和3年7月以降確認情報なし 令和3年度までに消滅したものと扱う	
	半原群					20	23	22	36	36	45	31	34	47	51	52			
	鐘ヶ嶽群									26	24	20	24	21	31	35			
小計		509	547	508	553	558	553	535	472	472	472	394	283	311	311	295			
南秋川	K1群	119	110	102	107	107	104	96	91	94	89	79	73	72	67	64			
	K2群	80	83	89	96	93	87	81	70	65	49	61	29	6	—			令和4年1月に除去が完了	
	K3群	75	76	88	99	93	89	74	81	82	83	81	73	26				令和3年3月に除去が完了	
	K4群	72	76	77	73	56	50	53	45	51	61	47	51	52	63	33			
	川井野群								81	80	—	19	—	90	109	96			
	小計		346	345	356	375	349	330	304	368	372	282	287	226	246	239	193		
合計		960	990	959	1,027	1,017	997	949	946	952	839	747	569	603	586	518			

※ 表中の数値は毎年度のカウント調査により把握した個体数（灰色網掛け部はシミュレーション値または目撃情報による補完、「—」はカウント調査を実施できなかったもの）

※ 下線のある群れ・集団は令和5年6月現在除去済みまたは消滅



図1 各群れの行動域（令和4年度ニホンザル生息状況調査結果）



凡例

- 令和4年度行動域(最外郭)
- 令和3年度行動域(最外郭)

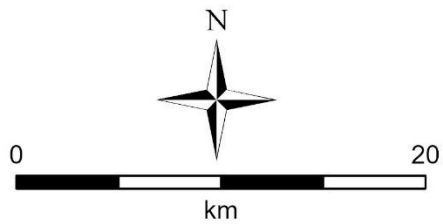


表5 各群れの行動域の比較（令和4年度ニホンザル生息状況調査結果）

地域個体群	群れ・集団名	行動域の比較（令和3年度・令和4年度の比較）	特筆事項
西湘	H	行動域は令和3年度に比べて大幅に拡大した。令和3年度は小田原市南部を集中的に利用し、ときおり真鶴町を利用する程度であったが、令和4年度は箱根町東部や湯河原町の利用も確認されたほか、かつてS群が利用していた国道1号線の北側の地域の利用も認められた。	
	P1	令和3年6月以降、確認情報はない。	令和4年度は確認情報なく、令和4年度までに消滅したものと扱う。
	T1	熱海市内の利用が大きく減り、行動域は縮小した。	
丹沢	ダムサイト	GPS首輪装着個体がときおり群れを離れ単独で動いており、そのため行動域が拡大したと考えられる。令和元年度に確認された川弟B1群との集中利用域の重複は令和4年度も小さかったが、ダムサイト分裂群との行動域の重なりは大きくなった。	ダムサイト群とダムサイト分裂群が合流した可能性があり、今後の動きについて注意が必要である。
	ダムサイト分裂	除去完了間近であったが、令和5年1月にダムサイト群と行動を共にしていることが確認された。	
	川弟A	令和3年度とほぼ変わりがなかった。	
	川弟B	令和3年度は愛川町側の利用は確認されなかったが、令和4年度は何地点か確認された。行動域面積は令和3年度よりわずかに拡大した。	
	川弟B1	令和3年度は半原群との重複も確認されたが、令和4年度は認められなかった。 *GPSデータの取得できなかった期間が長いことに留意	
	経ヶ岳	令和3年度と比べ、南側に行動域が拡大した。	令和5年1月に全個体の捕獲が完了し、完全除去となった。
	日向	行動域面積は令和3年度よりも縮小した。 *GPSデータが取得できなかったため市町村の目撃情報による	
	丹沢湖	令和3年度と比べると行動域が東西にやや拡大した。	
	半原	行動域に大きな変化はなかった。 *GPSデータの取得できなかった期間が長いことに留意	
	鐘ヶ嶽	令和3年度と比較して行動域が南北にわずかに拡大したものの大きな変化はなかった。	
南秋川	K1	令和3年度に比べ個体数、行動域ともに縮小傾向である。	
	K4	令和3年度の管理捕獲により個体数が半減したことで、令和4年度は行動域が大幅に縮小した。	
	川井野	行動域の大半は東京都八王子市であるが、年間を通して神奈川県側も利用した。行動域面積に大きな違いはないが、神奈川県側に拡大している傾向が見られた。	

表6 個体分析対象個体（令和4年度ニホンザル捕獲個体分析）

（単位：頭）

群れ・集団名 性年齢区分		川弟A	川弟B	川弟B 1	鐘ヶ岳	経ヶ岳	日向	K 4	ハナレザル	合計
アカンボウ	オス							1		1
	メス							1		1
コドモ	オス				2	1		1	1	5
	メス	1			2	1	5	1		10
ワカモノ	オス	1	1							2
	メス	1								1
オトナ	オス								1	1
	メス			1		1		1		3
計		3	1	1	4	3	5	5	2	24

表7 地域個体群別農作物被害の推移

〔上段：被害面積、下段：被害額〕

地域 個体群	2017（平成 29）年度	2018（平成 30）年度	2019（令和 元）年度	2020（令和 2）年度	2021（令和 3）年度	2022（令和 4）年度 （注1）
西 湘	2,069 千円 0.6ha	2,660 千円 0.8ha	4,144 千円 1.1ha	937 千円 0.2ha	961 千円 0.2ha	481 千円 0.3ha
丹 沢	1,747 千円 2.2ha	6,429 千円 1.8ha	4,121 千円 0.9ha	820 千円 0.2ha	450 千円 0.1ha	810 千円 0.3ha
南秋川	2,624 千円 0.7ha	1,200 千円 0.4ha	403 千円 0.1ha	36 千円 0.0ha	172 千円 0.1ha	326 千円 0.0ha
計	6,440 千円 3.5ha	10,289 千円 3ha	8,668 千円 2.1ha	1,793 千円 0.4ha	1,583 千円 0.4ha	1,626 千円 0.6ha

注1）西湘地域個体群は令和4年度第3四半期まで、それ以外は令和4年度第2四半期までの速報値。

※ハナレザル、オスグループによる被害を含む。

※相模原市分は南秋川地域個体群による被害とした。

表8 地域個体群別自家用農作物被害の推移

（単位：ha）

地域 個体群	2017（平成 29）年度	2018（平成 30）年度	2019（令和 元）年度	2020（令和 2）年度	2021（令和 3）年度	2022（令和 4）年度 （注1）
西 湘	—	—	—	—	—	—
丹 沢	0.74	1.21	1.27	0.26	0.07	0.05
南秋川	1.65	0.92	1.81	0.03	0.28	0.45
計	2.39	2.13	3.08	0.29	0.35	0.50

注1）令和4年度第2四半期までの速報値。

※ハナレザル、オスグループによる被害を含む。

※相模原市分は南秋川地域個体群による被害とした。



表9 地域個体群別生活被害・人身被害件数の推移

(単位：件)

地域 個体群	区分	2017 (平 成 29) 年 度	2018 (平 成 30) 年 度	2019 (令 和元) 年 度	2020 (令 和 2) 年 度	2021 (令 和 3) 年 度	2022 (令 和 4) 年 度 (注1)
西湘	生活被害	173	236	248	330	455	317
	人身被害	6	14	13	13	7	8
	小計	179	250	261	343	462	325
丹沢	生活被害	134	80	55	80	99	44
	人身被害	4	12	1	0	1	1
	小計	138	92	56	80	100	45
南秋川	生活被害	56	34	57	8	5	6
	人身被害	0	0	3	0	0	0
	小計	56	34	60	8	5	6
合計	生活被害	363	350	360	418	559	367
	人身被害	10	26	17	13	8	9
	小計	373	376	377	431	567	376

注1) 西湘地域個体群は令和4年度第3四半期まで、それ以外は令和4年度第2四半期までの速報値

※ハナレザル、オスグループによる被害を含む。

※相模原市分は南秋川地域個体群による被害とした。

表10 広域的に情報交換を行う会議等

地域 個体群	対象群	会議等の名称	関係機関
西湘	T1群	湯河原町及び熱海市を 行動域とするニホンザ ル被害対策連絡会議	神奈川県：(市町村)湯河原町、(県)県西地域県政 総合センター、自然環境保全課 静岡県：(市町村)熱海市、(県)東部農林事務所、 自然保護課
丹沢	日向群	秦野・伊勢原ニホンザ ル広域対策協議会	(市町村)秦野市、伊勢原市 (関係団体)秦野市農業協同組合、湘南農業協同組合
南秋川	K1群 K4群 川井野群	東京都、山梨県及び神 奈川県域に生息するニ ホンザルに関する対策 会議	神奈川県：(市町村)相模原市、(県)県央地域県政 総合センター、自然環境保全課 山梨県：(県)みどり自然課、 (市町村)上野原市 東京都：(都)食料安全課、農業振興事務所 (市町村)八王子市、檜原村

### Ⅲ 令和5年度の事業実施計画

第5次計画に基づき、令和5年度の事業実施計画を次により定める。

#### 1 被害防除対策

##### (1) 集落環境整備

農地周辺では、山林と農地間の雑木、藪、雑草等は、サルの隠れ場所となり農地への出没を容易にしてしまうため、刈り払いを行い、サルが近づきにくい環境をつくる。

また、農地の野菜や果実の取り残し、放棄果樹、廃棄果実の放置は実質的に餌やりと同じ効果をもたらし、サルを誘引、定着させる要因となるため、全て収穫するか廃果を埋める等適正な処分を行う。

人家周辺では、サルが好む生ごみや果実等は、サルを誘引、定着させる要因となるため、屋外に生ごみを放置しないことや、庭先の果実の収穫、商店の食料品管理等を徹底する。

加えて、サルへの意図的な餌付けは、人馴れや人への警戒感の低下を招くことにより、被害の拡大や地域への定着の大きな要因になるため、防止を徹底する。

これらの集落環境整備は、住民等地域が主体となって取り組むことが効果的であるため、県及び市町村は、こうした地域主体の取組を支援する。

##### (2) 農地への防護柵の設置

農業者団体と連携し、農業者等がサル対策として効果がある電気柵やネット等で上面も覆った防護柵を設置することを、その効果や成功事例の普及等を通じて促進するとともに、設置された防護柵の管理の徹底を農業者等に働きかける。

また、有効な方法・場所で設置できるよう、県は技術的な支援やサルの行動域の変化等の情報提供を行う。

##### (3) 広域防護柵の設置

人の生活圏と森林の境界部へ広域防護柵として電気柵を設置し、被害軽減と棲み分けを図る。

県は、市町村が行う広域獣害防護柵の補修について、補修に係る経費の補助を行う。

市町村は、農業者団体と連携し、広域防護柵を地形、農地の状況等地域の実情に合わせ必要に応じて設置し、県は設置に際して技術的、財政的な支援を行う。

また、広域防護柵の効果を持続させるため、定期的な下草の除去を行う等、適切な維持管理が必要であり、市町村は、住民、農業者等による維持管理を促進する。

##### (4) 追い払い

追い払いを行う際は、事前に農地、人家の無い場所を調査し、農地や住宅地等のサルの侵入を防止する地域から、追い払う方向（山側等）を定めて実施する。

追い払いは、住民、農業者、市町村、農業者団体、狩猟者団体等により、住民を中心に地域が主体となって実施し、県及び市町村は、地域の取組を支援する。

## (5) 加害個体捕獲

群れの加害性を引き下げて生活被害や人身被害を効果的に減らすため、人家侵入等の生活被害を繰り返す個体や、人への威嚇行動をとる等人身被害を発生又は発生させる恐れのある個体を、加害個体として特定して捕獲する。

また、群れから離れたハナレザル又はオスグループについて、農作物被害・生活被害を繰り返し起こし、追い払いを実施しても被害が防止できない場合や、市街地等で追い払いができず被害が防げない場合は、加害個体に準じて捕獲する。

加害個体及びハナレザル等の捕獲は、はこわな、銃器、麻酔銃を用いて行い、捕獲個体の取扱いについては「2(3)ア(ウ) 捕獲個体の取扱い」を準用し、原則として殺処分とするが、群れ管理に影響が生じる可能性がある場合は、学習放獣等の対応も可能とする。

加害個体等の捕獲は、原則として市町村が県の許可を受けて実施するが、県は、被害防止のため、加害個体の迅速な選定や捕獲ができるように市町村と連携した取組を行う。

## 2 群れの管理

群れ管理（各群れを適正な生息域及び適正な規模<sup>\*</sup>で管理するための取組）について、別表2「令和5年度の群れ管理事業実施計画の概要」及び以下のとおり定める。

※：適正な規模については、30頭から60頭を目安とし、各群れの生息状況や被害状況を考慮して設定する。

(第5次計画より抜粋)

・適正規模とするための各群れの目標頭数の設定

地域個体群の維持を基本とし、群れの分裂及び分派を回避するため、これまでの県内における群れの分裂等の状況を踏まえた群れの適正規模として30頭から60頭を目安とし、各群れの生息状況や被害状況を考慮して設定する。

### 別表2 令和5年度の群れ管理事業実施計画の概要

・・・別添

別表2 令和5年度の群れ管理事業実施計画の概要

群れの状況						群れ管理の方向性		群れ管理の内容							備考	
整理番号	地域個体群	群れ名	関係市町村	カウント頭数(R4) (注1)	カウント後捕獲数等 (注2)	群れ管理の方法(R5)	群れ管理の目標(R5)	追い上げ内容	捕獲計画数(R5)	は捕獲方法 :	罠捕獲方法 :	麻酔銃方法 :	銃器捕獲方法 :	I捕獲方法 :		その他方法 :
1	01西湘	H	小田原市 真鶴町	5	1	管理困難な群れの除去	【適正な生息域及び適正な規模で管理】 当該年度の目標エリア： なし 当該年度の目標頭数： 0	—	全頭	○	○	○	○			
2	01西湘	T1	湯河原町 真鶴町	25		追い上げ 群れ管理のための個体数調整 (適正規模とするための群れの縮小、維持)	【H】 当該年度の目標エリア： 天照山周辺方面 当該年度の目標頭数： 25	・湯河原町鳥獣対策被害対策捕獲・追い払い協力隊及び町職員による追い上げ等	1	○						
3	02丹沢	ダムサイト	相模原市 愛川町	17		追い上げ 群れ管理のための個体数調整 (適正規模とするための群れの縮小、維持)	【H】 当該年度の目標エリア： 南山方面 当該年度の目標頭数： 17	・目標エリアまで追い上げ、定着を図る。 ・専門業者による銃器を使用した追い上げ ・地域住民と共同し、地域ぐるみの追い上げを推進する。	2	○	○	○	○	○		
4	02丹沢	ダムサイト分裂	相模原市	カウント調査実施せず		追い上げ 群れ管理のための個体数調整 (適正配置とするための群れの除去)	【H】 当該年度の目標エリア： なし 当該年度の目標頭数： 0	・専門業者による銃器を使用した追い上げ ・全頭捕獲が完了するまでの間は、被害軽減のため仙洞寺山、三角山方面への追い上げも実施し、寸沢嵐地区、青山地区の出没減少を目指す。	全頭	○	○	○	○	○		
5	02丹沢	川弟A	愛川町 清川村	63	2	追い上げ 群れ管理のための個体数調整 (適正配置とするための群れの縮小)	【H】 当該年度の目標エリア： 法輪堂林道より北側、仏果山方面 当該年度の目標頭数： 40	・地域住民と共同し、地域ぐるみの追い上げを推進する。 ・追い上げに対する地域住民の理解を図る。	20	○	○		○			
6	02丹沢	川弟B	相模原市 愛川町 清川村	27	1	追い上げ 群れ管理のための個体数調整 (適正規模とするための群れの縮小、維持)	【H】 当該年度の目標エリア： 早戸川林道方面（相模原市）、金沢林道方面（愛川町、清川村） 当該年度の目標頭数： 30	・目標エリアまで追い上げ、定着を図る。 ・専門業者による銃器を使用した追い上げ ・地域住民と共同し、地域ぐるみの追い上げを推進する。 ・定期的に追い上げを実施	2	○	○	○	○	○		
7	02丹沢	川弟B1	相模原市 愛川町 清川村	51		追い上げ 群れ管理のための個体数調整 (適正規模とするための群れの縮小、維持)	【H】 当該年度の目標エリア： 早戸川林道方面（相模原市）、金沢林道方面（愛川町、清川村） 当該年度の目標頭数： 50	・目標エリアまで追い上げ、定着を図る。 ・専門業者による銃器を使用した追い上げ ・地域住民と共同し、地域ぐるみの追い上げを推進する。 ・群れの行動を監視しながら実施	7	○	○	○	○	○		
8	02丹沢	日向	厚木市 伊勢原市 秦野市	31	1	追い上げ 群れ管理のための個体数調整 (適正規模とするための群れの縮小、維持)	【H】 当該年度の目標エリア： 大山北斜面、猪山作業道、薬師林道 当該年度の目標頭数： 25	目標エリアまで追い上げ、定着を図る。	7	○	○		○	○		カウント頭数：調査未実施のため個体数シミュレーションによる算出値
9	02丹沢	丹沢湖	山北町	19	3	群れ管理のための個体数調整 (適正規模とするための群れの縮小、維持)	【H】 当該年度の目標エリア： 大杉山方面 当該年度の目標頭数： 20	—	0	○						

群れの状況					群れ管理の方向性		群れ管理の内容							備考		
整理番号	地域個体群	群れ名	関係市町村	カウント頭数(R4) (注1)	カウント後捕獲数等 (注2)	群れ管理の方法(R5)	群れ管理の目標(R5)	追い上げ内容	捕獲計画数(R5)	は捕 こ獲 わ方 法 :	罟捕 い獲 わ方 法 :	麻酔 獲 銃 方 法 :	銃捕 獲 方 法 :		I捕 獲 方 法 :	そ 捕 獲 他 方 法 :
10	02丹沢	半原	厚木市 愛川町	52		追い上げ 群れ管理のための個体数調整 (適正規模とするための群れの縮小、維持)	【〃】 当該年度の目標エリア： 経ヶ岳より北側 当該年度の目標頭数： 40	・目標エリアまで追い上げ、定着を図る。 ・生息域拡大を防ぐため、積極的な追い上げを実施し、目標エリアである経ヶ岳の北側方面への定着を図る。 ・地域住民と共同し、地域ぐるみの追い上げを推進する。	15	○		○	○			カウント頭数： 調査未実施のため個体数シミュレーションによる算出値
11	02丹沢	鐘ヶ嶽	厚木市 伊勢原市 清川村	35	5	追い上げ 群れ管理のための個体数調整 (適正規模とするための群れの縮小、維持)	【〃】 当該年度の目標エリア： 鐘ヶ嶽～鳥屋待沢方面 当該年度の目標頭数： 20	・目標エリアまで追い上げ、定着を図る。 ・生息域拡大を防ぐため、積極的な追い上げを実施 ・目標エリアでの定着を図り、市内では伊勢原津久井線（県道64号線）から東への行動域拡大を防止する。	11	○		○	○			
12	03南秋川	K1	相模原市 (山梨県)	64	8	追い上げ 群れ管理のための個体数調整 (適正規模とするための群れの縮小、維持)	【〃】 当該年度の目標エリア： 県境方面 当該年度の目標頭数： 60	・目標エリアまで追い上げ、定着を図る。 ・専門業者による銃器を使用した追い上げ	5	○	○	○	○	○		カウント後捕獲数等：うち8頭は山梨県上野原市による捕獲
13	03南秋川	K4	相模原市 (東京都、山梨県)	33	2	追い上げ 群れ管理のための個体数調整 (適正配置とするための群れの除去)	【〃】 当該年度の目標エリア： 県境方面（和田峠、陣馬山） 当該年度の目標頭数： 0	・除去が完了するまでは、目標エリアまで追い上げ、定着を図る。 ・専門業者による銃器を使用した追い上げ	全頭	○	○	○	○	○		
14	03南秋川	川井野	相模原市 (東京都)	96	15	追い上げ (群れ管理のための個体数調整 (適正規模とするための群れの縮小、維持))	【〃】 当該年度の目標エリア： 県境方面	・目標エリアまで追い上げ、定着を図る。 ・専門業者による銃器を使用した追い上げ	—	—	—	—	—	—	—	・カウント後捕獲数等：うち15頭は東京都八王子市による捕獲 ・群れ管理の方法：相模原市内への定着が見られ、被害が発生した場合は関係機関との協議のうえ個体数調整を実施する

	群れ数	—	カウント頭数(R4)	カウント後捕獲数等
西湘地域個体群 計	2	—	30	1
丹沢地域個体群 計	9	—	295	12
南秋川地域個体群計	3	—	193	25
総 計	14	—	518	38

注1) 令和4年度年度ニホンザル生息状況調査による個体数調査で目視によりカウントされた頭数。  
注2) 令和4年度年度ニホンザル生息状況調査による個体数調査以後、当該年度末までに捕獲殺処分、自然死、交通事故死等した数。

## (1) 地域個体群ごとの基本方針

### ア 西湘地域個体群

個体数管理及び被害軽減の視点から総合的に判断し、以下のとおり取り組んでいく。

- H群を「管理困難な群れ」として全頭除去を目標に捕獲を実施
- T1群に係る「適正規模とするための群れの縮小・維持」に向けた取組みの重点化
  - ・加害個体捕獲について、これまでの検証結果に基づき加害個体の特定と捕獲を継続する。
  - ・追い上げや加害個体の捕獲を行いながら管理を継続しつつ、被害状況等の動向を注視していく。
  - ・県は、自動撮影カメラを用いた加害個体の把握や、銃器を用いた特定個体の捕獲の際の技術支援等、群れの加害性の低下に向けた取組みを行う。
  - ・県は、追い上げや追い払いについて技術支援を継続するとともに、学識者やNPO等の協力も得ながら、効果的な追い上げ手法や新たな対策の担い手の確保を検討する等、適正な群れの縮小・維持に取り組む。
- 今後の群れ管理に向けた分析・検討
  - ・西湘地域個体群の維持については、隣接する静岡県と連携し、同一個体群の生息状況等の情報共有を引き続き継続するとともに、環境省で進められている全国のサル地域個体群の連続性・孤立性等の解析・評価について、動向・成果を踏まえ、神奈川県での地域個体群の位置づけを継続検討していく。

### イ 丹沢地域個体群

丹沢山麓に9程度の群れが密集した状態で生息しており、ほとんどの群れの行動域は重複し、追い上げが困難な状態となっていることから、主に「行動域の重複解消と適正な生息域への移動を通じた被害の軽減、根絶」を目指し、次の事項に重点的に取り組む。

- ・行動域の重なり度合い、追い上げの難しさ、住宅地や農地への依存状況等を踏まえ、適正な群れ配置、群れ数及び各群れの規模を検討し、追い上げ目標エリア等を定める。
- ・群れの行動域の重複を解消し、追い上げ等の管理事業を効果的に進めるために、目標頭数を群れ別に定めて個体数調整を実施する。
- ・行動域が行政界をまたがる群れについて、隣接市町村と連携して追い上げに取り組む。
- ・農地における電気柵の設置や放棄果樹の伐採等誘引要因の除去等によって、出没地点の減少及び被害の未然防止につなげる。

### ウ 南秋川地域個体群

行動域が山間部から住宅地や農地に移動する傾向にあり、農作物被害や生活被害を発生させていることから、主に「住宅地及び農地への出没の半減を通じた被害の軽減、根絶」を目指し、次の事項に重点的に取り組む。

- ・K4群について、群れの適正配置の観点からその群れを除去することがやむを得ないと判断され、かつ、当該の群れを除去しても地域個体群の安定的な維持を図ることができることから、群れ管理の方法を「適正規模とするための群れの縮小・維持」

から「適正配置のための群れの除去」に変更し、群れの行動域が他の群れと隣接している状況がなくなるまで個体数調整を実施する。

- ・隣接都県における群れの状況を踏まえながら、適正な群れの配置、群れ数及び各群れの規模を検討し、追い上げ目標エリア等を定める。
- ・事業実施計画に沿って、追い上げ及び追い上げを効果的に進めるための個体数調整を実施する。
- ・農地における電気柵の設置や放棄果樹の伐採等誘引要因の除去等によって、出没頻度の低下及び被害の未然防止につなげる。
- ・隣接都県との行政界をまたがった群れの管理について、隣接都県との意見交換等を行い、連携を図る。

## (2) 追い上げ

各地域個体群で追い上げ目標エリアに向けて、群れが移動するまで徹底して追い上げを行う。

追い上げは地域が一体となって組織的に取り組むことが必要であるため、県と市町村は、地域が一体となって取り組むよう働きかけ、支援を行う。

地理的、人力的に追い上げができていない状況がある場合、その要因を明らかにし、追い払い員への指導や追い払い員の業務見直し等、具体的な改善策を検討する。

追い上げの実施に当たっては、電波発信器等をサルに装着し、群れの位置を把握することにより、効果的な実施に努め、煙火、爆竹、銃器（ゴム弾・花火弾・空砲）、エアガン、スリングショット（パチンコ）、イヌ等を使用して人に対する恐怖心をサルに植えつけながら、計画的かつ継続的に実施する。

## (3) 群れ管理のための個体数調整、管理困難な群れの除去

個体数調整は、総合的なサル対策の一つであることを念頭に置き、追い上げ、被害防除対策、及び生息環境整備の効果を相乗的に向上させることを目指して、これらの対策と合わせて実施する。

個体数調整の実施に当たっては、表 11 のとおり群れ管理の方法に応じて区分し、表 12 に記載する頭数を捕獲・殺処分の上限とする。

表 11 個体数調整の区分及び該当する群れ

区分		該当する群れ		(参考) 第5次計画上の説明
		2022(令和4)年度	2023(令和5)年度	
群れ管理のための個体数調整	適正規模とするための群れの縮小・維持	丹沢湖 川井野 T 1 ダムサイト 川弟B 川弟B 1 日向 半原 鐘ヶ嶽 K 1 K 4	丹沢湖 川井野 T 1 ダムサイト 川弟B 川弟B 1 日向 半原 鐘ヶ嶽 K 1	現状の群れの個体数が、適正な個体数の目安を超えている群れについては、群れの規模が大きくなって生じる群れの分裂を防ぐため、設定した目標頭数まで群れの個体数を縮小するための個体数調整を計画する。 また、群れの個体数が、設定した目標頭数に達している群れについては、必要に応じて群れの規模を維持するための個体数調整を計画する。
	適正配置とするための群れの縮小	川弟A	川弟A	群れが密集し、群れの行動域が重複又は隣接している場合、各群れの行動域の重なり度合い、追上げの難しさ、住宅地や農地への依存状況等から、群れの縮小や除去等の優先順位を検討した上で、各群れの目標頭数を設定し、追上げ計画と合わせて個体数調整の計画を立てる。 適正な配置とするための群れの縮小については、追上げや被害防除対策の効果を向上させるために必要な規模の個体数調整を計画する。
	適正配置とするための群れの除去	ダムサイト分裂 経ヶ岳	ダムサイト分裂 K 4	また、適正な配置とするための群れの除去については、群れの適正配置の観点からその群れを除去することがやむを得ないと判断され、かつ、当該の群れを除去しても地域個体群の安定的な維持を図ることができる場合に計画する。
管理困難な群れの除去		H	H	追上げや被害防除対策を徹底しても、行動域が住宅地に及び、生活被害が多発し、人身被害が発生している又は発生するおそれが高い群れを、管理困難な群れとして判断する。 管理困難な群れについては、群れを除去した後に地域個体群の安定的な維持を図ることができる場合は、管理困難な群れでなくなるまで、又は住宅地周辺で生息確認ができなくなるまでの個体数調整を計画する。 群れを除去した後に地域個体群の安定的な維持を図ることができないおそれがある場合については、市町村と県が協力し、一層の対策を行っても効果が見られない場合に限り、例外的に管理困難な群れとして個体数調整を実施する。



表 12 群れ別・性年齢別の個体数調整対象個体数（令和 5 年度）

群れ管理の方法	群れ・ 集団名	区分 (注 1)	アカン ボウ	コドモ	ワカモノ		オトナ		不明	総計
					オス	メス	オス	メス		
適正規模とするための 群れの縮小、維持	T 1	個体数	6	6	0	1	2	8	2	25
		捕獲計画数	0	1	0	0	0	0	0	1
	ダムサイト	個体数	2	6	1	1	3	4	0	17
		捕獲計画数	0	1	1	0	0	0	0	2
	川弟 B	個体数	4	14	1	1	0	6	0	26
		捕獲計画数	0	2	0	0	0	0	0	2
	川弟 B 1	個体数	6	16	6	7	2	14	0	51
		捕獲計画数	0	4	2	0	1	0	0	7
	日向	個体数	8	7	1	2	1	11	0	30
		捕獲計画数	2	3	1	0	0	1	0	7
	丹沢湖	個体数	0	3	1	0	0	12	0	16
		捕獲計画数	0	0	0	0	0	0	0	0
	半原	個体数	9	19	3	4	4	13	0	52
		捕獲計画数	4	7	2	1	1	0	0	15
鐘ヶ嶽	個体数	7	7	2	0	2	12	0	30	
	捕獲計画数	3	6	1	0	1	0	0	11	
K 1	個体数	11	17	4	5	0	15	4	56	
	捕獲計画数	1	3	1	0	0	0	0	5	
適正配置とするための 群れの縮小	川弟 A	個体数	13	20	1	1	4	20	2	61
		捕獲計画数	6	12	1	0	1	0	0	20
適正配置とするための 群れの除去	ダムサイト 分裂	個体数	—(注 2)							—
		捕獲計画数	全頭(注 3)							全頭
	K 4	個体数	31							31
		捕獲計画数	全頭(注 3)							全頭
管理困難な群れの除去	H	個体数	4							4
		捕獲計画数	全頭(注 3)							全頭

注 1) 個 体 数：令和 4 年度ニホンザル生息状況調査のカウント調査により把握した個体数からカウント後捕獲数等を差し引いた頭数。

捕獲計画数：性年齢別の個体数や群れ管理の方向性を基に、群れごとに算出した当該年度の捕獲計画数

注 2) 令和 4 年度カウント調査不実施により個体数不明（令和 2 年度カウント調査では 9 頭、令和 3 年度シミュレーション値では 5 頭）。

注 3) 個体数全頭その他、令和 4 年度生息状況調査以降、出生等により増加した頭数も対象とする。

## ア 留意事項

### (ア) 個体数調整の計画

- ・群れの加害性を引き下げて生活被害や人身被害を効果的に減らすために、可能な限り加害性の高い個体の捕獲を優先する。
- ・特定の群れを除去しようとする場合は、隣接して生息する他の群れがその行動域を拡大しないよう、隣接する市町村と十分調整した上で、追い上げや防護柵の設置等の被害防除対策を一体的に実施する。
- ・除去の対象である群れ（区分：適正配置とするための群れの除去、管理困難な群れの除去）であっても、除去に至るまでの過程での分裂による被害の拡大が懸念される場合等は、必要に応じて捕獲されたオトナメスの放獣も検討する。
- ・縮小、維持の対象である群れ（区分：適正規模とするための群れの縮小・維持、適正配置とするための群れの縮小）で、オトナメスを捕獲する場合は、原則として群れの中心でないオトナメスの捕獲を行う。
- ・縮小、維持の対象である群れ（区分：適正規模とするための群れの縮小・維持、適正配置とするための群れの縮小）で、アカンボウがオトナメスと同時に捕獲された場合は、原則として同時に捕獲されたオトナメスと合わせて、処分又は放獣を行う。

- ・発信器装着個体は、除去が完了する場合等を除き、原則として放獣する。

#### (イ) 捕獲方法

- ・新たに銃器捕獲に取り組む市町村は、具体的な手法を県と調整しながら実施する。
- ・くくりわな捕獲については、群れの除去の最終局面において、はこわな、囲いわな、銃器、麻酔銃等の手段を用いても捕獲が困難な場合に限り実施を認めるものとする。実施の際は、現場近くに作業員を常駐させる、通信機能付き自動撮影カメラを活用する等の方法により、わなの状況を監視し、捕獲個体を速やかに回収することで、捕獲個体に苦痛が生じないように配慮する。

#### (ウ) 捕獲個体の取扱い

- ・次の事項に留意する。

##### (第5次計画より抜粋)

- ・箱わな又は囲いわなにより捕獲した個体の殺処分は、麻酔薬の投与や銃器による止めさし等、苦痛を与えないとされる方法を用いることとし、実験動物としての利用はしない。
  - ・捕獲許可を受けていない個体が捕獲された場合は、元の生息地に放獣する。放獣の際には、必要に応じて人の声や煙火等で刺激や痛みを感じさせる条件付けによって人への警戒心を持つことを学習させた上で放獣を行う(学習放獣)。
  - ・銃器により捕獲した個体は、山野に放置することなく適正に処理する。
- ・県が指定する捕獲個体については原則として捕獲個体分析の対象とするため、県が示す送付先に送付する。それ以外の捕獲個体については山野に放置することなく適正に処理する。

### 3 生息環境整備

人の生活圏とサルの行動域の重複を解消し、棲み分けを図っていくために、群れ管理及び被害防除対策と合わせて、森林整備を通して、山間部におけるサルの生息環境整備を進める。

#### (1) 水源の森林づくり事業

ニホンザルの行動域及び追い上げ目標エリア周辺の水源林において、水源かん養機能の維持、増進を目的として、ニホンザルの生息環境の改善にも資する間伐、枝打ち、植生保護柵設置等の森林整備を行い、林床植生の回復、混交林化等を図る。

#### (2) 県営林整備事業

ニホンザルの行動域及び追い上げ目標エリア周辺の県営林において、第12次神奈川県営林経営計画に基づいて、ニホンザルの生息環境の改善にも資する間伐、枝打ち、土壌保全工等の森林整備を行い、林床植生の回復を図る。

#### (3) 市町村による森林整備の事業

ニホンザルの行動域及び追い上げ目標エリア周辺で、市町村は、ニホンザルの生息環境の改善にも資する間伐、枝打ち、土壌保全工等の森林整備を行う。

## 4 モニタリング

県は、市町村等の協力を得ながら、モニタリングを実施する。モニタリング結果は、管理事業の効果検証、計画や事業の見直しの検討に活用するとともに、関係者と情報共有し、地域の対策等の検討にも役立てる。

### (1) 生息状況調査

県は、地域個体群の群れ数、個体数、行動域、食性、分派の有無等の調査を毎年度実施し、生息状況を把握、評価するとともに、出没地点や頻度、被害状況等から群れの特性を把握し、対策の効果の評価や対策の優先順位の検討に活用する。また、確認されている群れ以外の未確認の群れについても、把握に努める。

県は毎年度、市町村等の協力を得ながら、個体数調整により捕獲された個体及びその他の要因による死亡個体の情報把握と計測・記録等を行い、個体数調整等の的確な実施と検証に活用する。

#### ア カウント調査

県内に主な行動域がある群れについて、雌雄・成幼獣別に個体数を把握するためのカウント調査を行う。

#### イ 行動域調査

各群れを対象として、発信器を用いて行動域を把握する行動域調査を行う。

#### ウ 捕獲個体分析

市町村等の協力を得ながら、個体数調整により捕獲された個体及びその他の要因による死亡個体を対象として、情報把握と計測・記録等今後の被害防止対策の効果を検証するため、捕獲個体分析を行う。

### (2) 被害状況調査

市町村は、農業者、農業者団体等の協力を得て農作物等の被害額、被害面積等の情報を収集して県に報告し、県は、報告された被害状況を取りまとめ、市町村等への情報提供やホームページでの公表を行う。加えて、報告内容を分析し、地域の取組に活用できるようフィードバックを行う。報告の方法については、農業者等が報告しやすくなるよう市町村や農業者団体等と協力して検討する。

また、市町村は、県と連携して住宅地や農地等の被害が発生する地域でのサル出没地点や被害の取りまとめ等を行うことで、被害状況を集落単位で把握し、収集した情報をもとに地域の実情に即した被害防除対策を実施する。

### (3) 対策状況調査

市町村は毎年度、関係機関の協力を得ながら、群れ管理、被害防除対策、生息環境整備等の対策の状況を把握し、県は対策状況を取りまとめ、集落単位で被害状況と対策状況を合わせて地図化する。

### (4) 調査結果の分析

県は、(1)～(3)による調査結果に加えて、市町村、農林業団体、狩猟者団体等のほか、県試験研究機関、大学等の研究機関等の協力を得て、生息や被害の状況等に関する情報

を集約・分析する。

分析結果をもとに、出没の増減や被害の状況等に基づき、神奈川県鳥獣総合対策協議会における専門的見地からの検討等を通して、対策効果の検証・評価を行い、計画及び事業の見直しや地域の関係者等へ向けた情報提供・普及啓発等に活用する。

## 5 その他

### (1) 広域連携による対策実施の推進

サルの生息域は東京都、山梨県、静岡県にもまたがることから、これらの都県及び隣接する市町村と情報交換会等を開催し、生息状況、被害状況等について情報交換するとともに、各都県・市町村における対策の考え方や実施結果等について情報共有を図る。

○山静神東ニホンジカ・ニホンザル等情報交換会

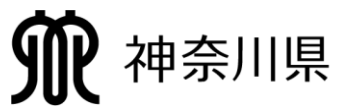
○湯河原町及び熱海市を行動域とするニホンザル被害対策連絡会議

○東京都、山梨県、神奈川県域に生息するニホンザルに関する対策会議

### (2) 第6次計画に向けた検討

県は今後の方針等について、学識者等の意見も参考にしつつ、市町村等と協力し、6次計画に向けた地域個体群の在り方等について再考する。





環境農政局緑政部自然環境保全課

横浜市中区日本大通 1 〒231-8588 電話 045(210)1111 (代表)



令和5年度

神奈川県ニホンザル管理事業実施計画 別冊

- IV 群れごとの実施計画
- V 参考資料

令和5年6月

## 目次

IV 群れごとの事業実施管理計画 .....	1
1 令和5年度 H群事業実施管理計画 .....	1
2 令和5年度 T1群事業実施管理計画.....	4
3 令和5年度 ダムサイト群事業実施管理計画.....	8
4 令和5年度 ダムサイト分裂群事業実施管理計画 .....	13
5 令和5年度 川弟A群事業実施管理計画 .....	16
6 令和5年度 川弟B群事業実施管理計画 .....	20
7 令和5年度 川弟B1群事業実施管理計画 .....	24
8 令和5年度 半原群事業実施管理計画.....	28
9 令和5年度 鐘ヶ嶽群事業実施管理計画 .....	31
10 令和5年度 日向群事業実施管理計画 .....	36
11 令和5年度 丹沢湖群事業実施管理計画.....	41
12 令和5年度 K1群事業実施管理計画 .....	44
13 令和5年度 K4群事業実施管理計画 .....	47
14 令和5年度 川井野群事業実施管理計画.....	50
V 参考資料.....	52
1 市町村別追い払い実施結果 .....	52
2 捕獲数等の推移 .....	53



## IV 群れごとの事業実施管理計画

### 1 令和5年度 H群事業実施管理計画

#### 1 群れの目標

項目	目標（第5次計画期間）	目標（令和5年度末）
(1) 目標頭数	・群れを除去	・群れを除去
(2) 目標エリア	・なし	・なし

#### 2 群れの状況

項目	内容
(1) 生息域	・小田原市早川地区・片浦地区、真鶴町岩地区・真鶴地区 湯河原町や真鶴町への出没回数が増加
(2) 頭数	・5頭（令和4年度生息状況調査による）
(3) 農業被害	・小田原市 0千円（12月末時点） ・真鶴町 32千円（T1群を含む。12月末時点）
(4) 生活・人身被害	・小田原市 252件（12月末時点）通報等件数 主には威嚇や器物破損、食害が多いが、飛び掛かりや女性・児童が追いかける等の生活被害が発生している ・真鶴町 16件（T1群を含む。12月末時点）

#### 3 主な課題

「生活被害・農業被害の常態化」、「警戒心が高い個体を含む群れの早期の全頭除去」

#### 4 前年度実績

項目	内容	
(1) 群れ管理	個体数管理	・管理困難な群れの除去 ・捕獲頭数 1頭
	追い上げ	
(2) 被害防除対策	集落環境整備	小田原市 ・HPや広報紙によりサル被害防止の啓発 真鶴町 ・人家周辺の果樹の早期収穫等の啓発
	農地への防護柵	小田原市 ・被害のある柑橘園にネット及び電気防護（複合）柵を設置（実施主体県自然環境保全課）することへの協力 JA西湘 ・防護柵資材購入費の助成
	広域防護柵	小田原市 ・箱根ターンパイク料金所付近にある広域獣害防止柵（1,375m）の維持管理の実施
	追い払い	小田原市 ・小田原市追い払い隊8名（各日2名）、年365日 ・片浦小学校で登校時間帯の出没と被害が顕著となり活動時間を変更して対応 ・小田原市鳥獣被害防止対策協議会19人、520h（11月末時点） ・被害が生じている片浦小学校、前羽小学校及び小田原城総

		合管理事務所へ追払用品を貸与 ・住民へ煙火等やポケットショットを配布 真鶴町 ・真鶴町鳥獣被害対策実施隊6回、職員16回（12月末時点） ・住民に煙火配布
	加害個体捕獲	なし
	その他	小田原市 ・HPでサル位置情報の提供と遭遇時の注意点周知 ・広報紙で餌になるものを放置しないよう啓発 ・住民間によるSNS（LINE）上での情報共有 真鶴町 ・GPSによる群れの位置情報を確認
(3) 生息環境整備	森林整備	なし

5 成果及び問題点

項目		内容
(1) 群れ管理	個体数管理	小田原市 <b>【問題点】</b> ・遠隔監視及び捕獲が可能な体制の確立。 ・檻への警戒心を解くため、餌による誘引期間が必要 ・過去、ICT 囲いなどで捕獲した様子を観察されているため警戒されている ・群れの中に警戒心が高くわなの仕組みを学習している個体がいるため除去にあたっては複数個所のわな設置や管理等、中長期的な視点が必要
	追い上げ	
(2) 被害防除対策	集落環境整備	小田原市 <b>【問題点】</b> ・農業者の高齢化や、耕作放棄地が点在している状況で、全ての誘引物を除去することは困難 ・行動域が広範囲に及び、農作物等に依存しているだけでなく、住宅地付近を頻繁に移動している現状及び長年被害に遭ってきた住民感情等から、際限のない防除対策（柵の設置）は課題が多く、実現困難な見通し。
	農地への防護柵	小田原市 <b>【問題点】</b> ・設置場所や維持管理、未設置箇所へサルが移動する等の問題点があり、費用対効果や費用負担面から被害農家の理解を得るのは難しく、設置は進んでいない。 真鶴町 <b>【問題点】</b> ・果樹被害の拡大を防ぐことが課題
	広域防護柵	なし
	追い払い	小田原市 <b>【問題点】</b> ・追い払いの効果が薄れ、実施者がいるときは逃げるが、すぐに戻ってきてしまう。 ・住民が追い払いを実施しても、逆に威嚇される報告が数件ある。 ・住宅地を頻繁に移動しているため、煙火等の使用にも制限があるなど、効果的な対応が難しい。

		真鶴町 【問題点】 ・住宅街に入り込むため住民への周知喚起が必要
	加害個体捕獲	なし
	その他	なし
(3) 生息環境整備	森林整備	なし

## 6 実施計画

項目		内容
(1) 事業の実施方針		・管理困難な群れとして除去する
(2) 群れ管理	個体数管理	小田原市 ・管理困難な群れとして除去 ・捕獲方法：箱わな、囲いわな、銃器 くくりわなによる捕獲も検討
	追い上げ	
(3) 被害防除対策	集落環境整備	小田原市 ・農地管理の徹底、取り残し農作物等誘引物の除去の啓発 真鶴町 ・人家周辺の果樹等の早期収穫等の啓発
	農地への防護柵	小田原市 ・市鳥獣被害防止対策協議会による防護柵の資材購入費補助 J A 西湘 ・防護柵資材購入費の助成
	広域防護柵	小田原市 ・箱根ターンパイク料金所付近にある広域獣害防護柵（1,375m）の維持管理
	追い払い	小田原市 ・猟友会による監視・追い払いの実施 ・小田原市鳥獣被害防止対策協議会による監視・追い払いの実施 ・住民へ煙火等の配布 真鶴町 ・実施隊及び職員による追い払い実施 ・町民から民家や畑付近で目撃情報があれば追い払いを実施。 ・住民へ煙火配布
	加害個体捕獲	小田原市：除去
	その他	小田原市 ・HPでサル位置情報の提供と遭遇時の注意点周知 ・広報紙で餌になるものを放置しないよう啓発 ・住民間による SNS（LINE）上での情報共有 真鶴町 ・GPSによる群れの位置情報を確認
(4) 生息環境整備	森林整備	なし

## 2 令和5年度 T1群事業実施管理計画

### 1 群れの目標

項目	目標（第5次計画期間）	目標（令和5年度末）
(1) 目標頭数	・25頭程度で維持	・25頭程度で維持
(2) 目標エリア	・天照山周辺	・湯河原町市街地、農地の利用減少 真鶴地区の利用減少

### 2 群れの状況

項目	内容
(1) 生息域	・湯河原町宮上、宮下、城堀、鍛冶屋、吉浜地区 ・真鶴町真鶴地区 ・熱海市泉地区
(2) 頭数	・25頭（令和4年度生息状況調査による）
(3) 農業被害	・湯河原町 444千円（9月末時点） ・真鶴町 32千円（H群含み、12月末時点）
(4) 生活・人身被害	・湯河原町 60件（12月末時点） ・真鶴町 16件（12月末時点、H群含む） ・湯河原町の市街地への侵入が度々見られ、家庭菜園の被害や人家侵入による物品略奪、屋外の物品等の損傷などが発生している。

### 3 主な課題

- ・人家侵入などの生活被害の深刻化
- ・追い上げをしてもすぐに戻ってきてしまい、抜本的解決策がない。
- ・加害個体捕獲の困難さ及び加害個体に認定されていないコドモザル以外の捕獲の困難さ
- ・サルの出没を誘引する作物の作付を農業者が諦めざるを得ず、営農意欲の減退が危惧される。
- ・電気柵の設置、周辺整備、維持管理への負担や昼間の通電に対する事故への不安感などからサル対応の電気柵の普及が進んでいない。

### 4 前年度実績

項目	内容	
(1) 群れ管理	個体数管理	・適正規模とするための群れの縮小 ・捕獲頭数0頭（他 学習放獣13頭） ・捕獲方法：はこわな ・湯河原町：わな作動通知システムの運用
	追い上げ	湯河原町 ・湯河原町鳥獣対策被害対策捕獲・追い払い協力隊193日、職員9回（12月末時点）
(2) 被害防除対策	集落環境整備	湯河原町 ・人家周辺の果樹の早期収穫、野菜残さの適切な管理などの

		啓発 真鶴町 ・人家周辺の果樹の早期収穫等の啓発
	農地への防護柵	湯河原町 ・防護柵、防除ネット等の資材購入費補助 J A 西湘 ・防護柵資材購入費の助成
	広域防護柵	なし
	追い払い	湯河原町 ・県によるGPSを活用した群れの位置の把握 ・希望者への爆竹・花火の配布 ・希望する農業者（講習を受けた方）へ煙火の配布 真鶴町 ・実施隊及び職員による追い払い 職員0回（実施隊の出動回数0回）12月末時点 ・住民へ煙火配布
	加害個体捕獲	湯河原町 ・加害個体捕獲のため、県の捕獲許可
	その他	湯河原町 ・住民等への餌付け禁止の周知 真鶴町 ・GPSによる群れの位置情報を確認
(3) 生息環境整備	森林整備	なし

## 5 成果及び問題点

項目		内容
(1) 群れ管理	個体数管理	湯河原町 【成果】 ・わな作動通知システムによる見回り負担の軽減 【問題点】 ・コドモ以外の捕獲が難しく、大半が学習放獣
	追い上げ	湯河原町 【成果】 ・追い上げによる被害軽減（生活被害件数 前年12月時点比▲140件、協力隊追払回数 前年12月時点比+66回） 【問題点】 ・追い上げを実施しても戻ってきてしまう。 ・市街地付近を移動するため、効果的な対応が難しい。

(2) 被害防除対策	集落環境整備	湯河原町 【問題点】 ・地域ぐるみのサル対策の推進 ・作付した農作物、耕作放棄地の果樹がサルの餌となっている。 ・サルを誘引する作物の作付を農業者が諦めざるを得ず、営農意欲の減退が危惧される。
	農地への防護柵	湯河原町 【成果】 ・農作物被害防止のための防護柵、防除ネットの設置や捕獲檻、罟等の資材購入補助金を活用したサル対応電気柵への補助による被害軽減 【問題点】 ・電気柵の設置、周辺整備、維持管理への負担や昼間の通電に対する事故への不安感などからサル対応の電気柵の普及が進んでいない。
	広域防護柵	なし
	追い払い	湯河原町 【成果】 ・7～9月の町内小学校付近での見回り強化による生活被害抑制 ・GPSでの群れの位置の把握による効果的な追い払いの実施 真鶴町 【問題点】 ・出没地域が学校や民家の近くなので生活上の脅威
	加害個体捕獲	湯河原町 【問題点】 ・加害個体の捕獲が困難
	その他	湯河原町 ・住民等への餌付け禁止の周知
(3) 生息環境整備	森林整備	なし

## 6 実施計画

項目		内容
(1) 事業の実施方針		・適正規模とするための個体数調整、加害個体捕獲の強化
(2) 群れ管理	個体数管理	・適正規模とするための群れの縮小 ・計画捕獲数1頭（箱わなによる捕獲） ・湯河原町：わな作動通知システムの運用
	追い上げ	湯河原町 ・湯河原町鳥獣対策被害対策捕獲・追い払い協力隊及び町職員による追い上げ等

(3) 被害防除対策	集落環境整備	湯河原町 ・ 人家周辺の果樹の早期収穫、野菜残さの適切な管理などの啓発 真鶴町 ・ 人家周辺の果樹等の早期収穫等の啓発
	農地への防護柵	湯河原町 ・ 防護柵、防除ネット等の資材購入費補助 J A 西湘 ・ 防護柵資材購入費の助成
	広域防護柵	なし
	追い払い	湯河原町 ・ 各小学校の登下校時等の見回り強化 ・ GPSを活用した群れの位置の把握 ・ 住民や農業者による自衛のための追い払い実施 ・ 研修会開催による住民の追い払いへの理解及び技術の向上 ・ 希望者への爆竹・花火の配布 ・ 希望する農業者（講習を受けた方）へ煙火の配布 真鶴町 ・ 真鶴町鳥獣対策実施隊及び町職員による追い払い ・ 住宅街のため大きな音の出ないエアガン等で追い払いを実施 ・ GPSによる群れの位置情報を確認 ・ 住民へ煙火配布
	加害個体捕獲	湯河原町 ・ 加害個体の捕獲方法の検討
	その他	湯河原町 ・ 住民等への餌付け禁止の周知
(4) 生息環境整備	森林整備	なし

### 3 令和5年度 ダムサイト群事業実施管理計画

#### 1 群れの目標

項目	目標（第5次計画期間）	目標（令和5年度末）
(1) 目標頭数	・群れの頭数を17頭程度で維持	・群れの頭数を17頭程度で維持
(2) 目標エリア	・南山方面	・南山方面

#### 2 群れの状況

項目	内容
(1) 生息域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相模原市緑区長竹地区、青山地区、鳥屋地区（主な生息域）</li> <li>・愛川町半原川北・横根地区、真名倉地区（冬期に生息）</li> <li>・ダムサイト分裂群、川弟群系列と行動域が一部重複</li> </ul>
(2) 頭数	17頭（令和4年度生息状況調査による）
(3) 農業被害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相模原市 主な被害作物：カボチャ、トウモロコシ、タケノコ、サツマイモ</li> <li>・愛川町 主な被害作物：ブルーベリー</li> </ul>
(4) 生活・人身被害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相模原市 長竹地区、鳥屋地区、青山地区での出没が多い。</li> <li>・愛川町 被害報告 1件</li> </ul>

#### 3 主な課題

「県央地域内の管理方針の統一」、「餌付け行為による加害性の上昇」、「リニア中央新幹線事業に伴う行動域の変化」

#### 4 前年度実績

項目	内容
(1) 群れ管理	個体数管理 <b>【目的】</b> ・適正規模とするための群れの縮小、維持 <b>【捕獲頭数】</b> ・0頭
	追い上げ [相模原市] ・専門業者による銃器を使用した追い上げ [愛川町] ・サル移動監視員を配備し、各地区において、出没した群れに対し、目標エリアへの追い上げを実施。 ・サル移動監視員2人で延べ293日巡回（予定）
(2) 被害防除対策	[相模原市] ・放棄果樹、取り残し農作物等の除去の啓発



	農地への防護柵	[相模原市] [愛川町] ・防護柵設置費用の一部補助
	広域防護柵	
	追い払い	[相模原市] ・委託業者（猟友会）による追い払い 延べ 208 人 104 日 ・農業者等（自主防衛組織、JA 神奈川つくい職員）による追い払い ・住民へ煙火等追払物品を配布 ・専門業者による指導 [愛川町] ・地域住民へ煙火等を配布。 ・地域住民による自主的な追い払いを実施。
	加害個体捕獲	
	その他	[相模原市] ・JA 神奈川つくい、農業者・地域への位置情報提供 ・専門業者による農業者等への指導
(3) 生息環境整備	森林整備	
(4) その他		

## 5 成果及び問題点

項目		内容
(1) 群れ管理	個体数管理	<b>【問題点】</b> [相模原市] ・はこわなへの警戒心が強く、行動域が広いいため、効率的なわな捕獲が困難
	追い上げ	<b>【成果】</b> [愛川町] ・追い上げ実施後は、各地区への出没が減少した。 <b>【問題点】</b> [相模原市] ・追い払い用具への馴れが進み、追い払ってもすぐに出没する。 [愛川町] ・リニア新幹線車両基地建設に伴う生息域の変化が危惧される。
(2) 被害防除対策	集落環境整備	<b>【問題点】</b> [相模原市] ・放棄果樹、取り残し農作物等の除去が不十分 ・営農者の諦めによる耕作放棄地の増加

		<p>[愛川町]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・過去に川北・横根地区で集落環境調査を行ったが、未だ放棄果樹が点在しており、群れの誘引要因となっている。</li> <li>・環境整備を行う住民に意識の差があり、地域が一丸となった対策を講じられていない。</li> </ul>
	農地への防護柵	<p>【問題点】</p> <p>[相模原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防護柵の設置が進んでいない地域がある。</li> </ul> <p>[愛川町]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭菜園程度の小規模農地が多く、設置への意欲が低い。</li> </ul>
	広域防護柵	
	追い払い	<p>【問題点】</p> <p>[相模原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・動物駆逐用煙火による追い払い効果の減少</li> </ul> <p>[愛川町]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・南山方面への追い払いを実施しているが、定着が図れず、冬季には半原川北・横根地区に戻ってきてしまう。</li> <li>・追い払いを実施する住民が少なく、サルに対しての威圧効果が低い。</li> <li>・追い払いを実施する住民を覚え、不在時に出沒する等の学習が進んできている。</li> <li>・サルが早朝に出沒した場合は、近隣住民からの苦情が懸念されるため、煙火を使用した追い払いができない。</li> </ul>
	その他	<p>【問題点】</p> <p>[相模原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・営農者の諦め</li> <li>・「地域ぐるみの対策」を推進したいが、行動範囲が広く地域をまとめるのが困難</li> </ul>
(3) 生息環境整備	森林整備	
(4) その他		<p>【問題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行動域が複数の市町村にまたがるため、県及び関係市町村の連携が必要</li> </ul> <p>[愛川町]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県立あいかわ公園内での来園者による餌付け行為によって、人慣れが進む可能性がある。</li> <li>・近年、マスメディア等によるサルの被害報道により、サルに対する誤った知識、認識を持つ住民（必要以上に危険な動物であると認識している等）が見受けられる。</li> </ul>

6 実施計画

項目		内容
(1) 事業の実施方針		<ul style="list-style-type: none"> <li>群れの加害性を上げないように維持しつつ、南山方面への追い上げを実施し、定着を図る。</li> </ul>
(2) 群れ管理	個体数管理	<p><b>【目的】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>適正規模とするための群れの縮小、維持</li> </ul> <p><b>【捕獲計画数】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2頭</li> </ul> <p><b>【捕獲方法】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>はこわな、麻酔銃、銃器、ICT わな</li> </ul> <p>[愛川町]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本群によって他の群れの行動域拡大を抑えている可能性があるため、慎重な個体数管理が求められる。</li> </ul>
	追い上げ	<ul style="list-style-type: none"> <li>目標エリアまで追い上げ、定着を図る。</li> </ul> <p>[相模原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>専門業者による銃器を使用した追い上げ</li> </ul> <p>[愛川町]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域住民と共同し、地域ぐるみの追い上げを推進する。</li> </ul>
(3) 被害防除対策	集落環境整備	<p>[相模原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>放棄果樹、取り残し農作物等の除去の啓発</li> <li>人家周辺にある果樹等の早期収穫、撤去等の啓発</li> </ul> <p>[愛川町]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>放棄果樹の伐採や管理等、地域ぐるみの自主的な環境整備を推進する。</li> <li>当該地区には、空き家の土地にも放棄果樹があるため、土地所有者に通知し、適正管理を促す。</li> </ul>
	農地への防護柵	<p>[相模原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>防護柵設置費用の一部補助</li> <li>防護柵設置の啓発</li> </ul> <p>[愛川町]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>防護柵設置費補助の周知を行い積極的な自主防除を促す。</li> </ul>
	広域防護柵	
	追い払い	<p>[相模原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>委託業者（猟友会）による追い払い</li> <li>自主防衛組織、農業者等（JA 神奈川つくい職員）との連携による追い払い。</li> <li>専門業者による指導</li> <li>住民へ煙火等追払物品を配布</li> <li>組織的な追い払いの実施の継続</li> </ul> <p>[愛川町]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域住民と共同し、地域ぐるみの追い払いを推進する。</li> </ul>

	その他	<p>[相模原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「地域ぐるみの対策」を行う組織育成</li> <li>・J A 神奈川つくい、農業者、地域への位置情報提供</li> <li>・専門業者による農業者等への指導</li> <li>・正確な被害状況の把握</li> </ul> <p>[愛川町]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県立あいかわ公園内での餌付け行為を防止するため、管理者に対し来園者への周知徹底を図るよう引き続き依頼する。</li> <li>・サルに対する正しい知識について、町から情報発信を行う。</li> </ul>
(4) 生息環境整備	森林整備	
(5) その他		<ul style="list-style-type: none"> <li>・県及び関係市町村の連携、協力</li> <li>・餌付け行為防止のための周知</li> </ul>

#### 4 令和5年度 ダムサイト分裂群事業実施管理計画

##### 1 群れの目標

項目	目標（第5次計画期間）	目標（令和5年度末）
(1) 目標頭数	・群れの除去	・群れの除去
(2) 目標エリア	・なし	・なし

##### 2 群れの状況

項目	内容
(1) 生息域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相模原市緑区寸沢嵐地区、三ヶ木地区、青山地区、青野原地区（主な生息域）</li> <li>・相模原市緑区鳥屋地区、牧野地区</li> <li>・ダムサイト群と行動域が一部重複</li> </ul>
(2) 頭数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・－</li> </ul> （除去群であり、残り頭数がわずかのため令和4年度調査実施なし）
(3) 農業被害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主な被害作物：カボチャ、トウモロコシ</li> </ul>
(4) 生活・人身被害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・寸沢嵐地区、青山地区、青野原地区での出没。</li> </ul>

##### 3 主な課題

「ダムサイト群との合流の可能性」 「はこわなへの警戒心が強く、捕獲が困難」

##### 4 前年度実績

項目	内容
(1) 群れ管理	個体数管理 <ul style="list-style-type: none"> <li>【目的】</li> <li>・適正配置とするための群れの除去</li> <li>【捕獲頭数】</li> <li>・0頭</li> </ul>
	追い上げ <ul style="list-style-type: none"> <li>[相模原市]</li> <li>・専門業者による銃器を使用した追い上げ</li> </ul>
(2) 被害防除対策	集落環境整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>[相模原市]</li> <li>・放棄果樹、取り残し農作物等の除去の啓発</li> </ul>
	農地への防護柵 <ul style="list-style-type: none"> <li>[相模原市]</li> <li>・防護柵設置費用の一部補助</li> </ul>
	広域防護柵 <ul style="list-style-type: none"> <li>[相模原市]</li> </ul>
	追い払い <ul style="list-style-type: none"> <li>[相模原市]</li> <li>・委託業者（猟友会）による追い払い 延べ214人107日</li> <li>・農業者等（猟友会、自主防衛組織、JA 神奈川つくい職員）による追い払い</li> <li>・住民へ煙火等追い払い物品を配布</li> <li>・猟友会による銃器（野猿弾）を使用した追い払いの強化</li> </ul>

		・ 専門業者による指導
	その他	[相模原市] ・ JA 神奈川つくい、農業者・地域への位置情報提供 ・ 専門業者による農業者等への指導
(3) 生息環境整備	森林整備	
(4) その他		

## 5 成果及び問題点

項目		内容
(1) 群れ管理	個体数管理	【問題点】 ・ ダムサイト群と合流している可能性がある ・ 頭数の減少によりはこわなへの警戒心が強まり、わな捕獲が困難
	追い上げ	【問題点】 ・ 追い払い用具への馴れが進み、追い払ってもすぐに出没する。
(2) 被害防除対策	集落環境整備	【問題点】 ・ 放棄果樹、取り残し農作物等の除去が不十分 ・ 営農者の諦めによる耕作放棄地の増加
	農地への防護柵	【問題点】 ・ 防護柵等の設置が進んでいない地域がある。
	広域防護柵	
	追い払い	【問題点】 ・ 動物駆逐用煙火及び銃器による追い払い効果の減少
	その他	【問題点】 ・ 「地域ぐるみの対策」を推進したいが、行動範囲が広く地域をまとめるのが困難
(3) 生息環境整備	森林整備	
(4) その他		【問題点】 ・ 営農者の諦め

## 6 実施計画

項目		内容
(1) 事業の実施方針		・ 人身被害の発生を防ぐため、群れの除去を図る。
(2) 群れ管理	個体数管理	【目的】 ・ 適正配置とするための群れの除去
		【捕獲計画数】 ・ 全頭 【捕獲方法】 ・ はこわな、囲いわな、麻酔銃、銃器、ICT わな

	追い上げ	[相模原市] <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専門業者による銃器を使用した追い上げ</li> <li>・ 全頭捕獲が完了するまでの間は、被害軽減のため仙洞寺山、三角山方面への追い上げも実施し、寸沢嵐地区、青山地区の出没減少を目指す。</li> </ul>
(3) 被害防除 対策	集落環境整備	[相模原市] <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 放棄果樹、取り残し農作物等の除去の啓発</li> <li>・ 人家周辺にある果樹等の早期収穫及び撤去等の啓発</li> </ul>
	農地への防護柵	[相模原市] <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防護柵設置費用の一部補助</li> <li>・ 防護柵設置の啓発</li> </ul>
	広域防護柵	
	追い払い	[相模原市] <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委託業者（猟友会）による追い払い</li> <li>・ 自主防衛組織、農業者等（JA 神奈川つくい職員）との連携による追い払い</li> <li>・ 専門業者による指導</li> <li>・ 住民へ煙火等追払物品を配布</li> <li>・ 組織的な追い払いの実施の啓発</li> </ul>
	その他	[相模原市] <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域ぐるみの対策を行う組織育成</li> <li>・ J A 神奈川つくい、農業者、地域への位置情報提供</li> <li>・ 専門業者による農業者等への指導</li> <li>・ 正確な被害状況の把握</li> </ul>
(4) 生息環境 整備	森林整備	
(5) その他		・ 県及び関係市町村の連携、協力

## 5 令和5年度 川弟A群事業実施管理計画

### 1 群れの目標

項目	目標（第5次計画期間）	目標（令和5年度末）
(1) 目標頭数	・群れの頭数を40頭程度まで縮小	・群れの頭数を40頭程度まで縮小
(2) 目標エリア	・法論堂林道より北側 ・仏果山方面	・法論堂林道より北側 ・仏果山方面

### 2 群れの状況

項目	内容
(1) 生息域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・愛川町馬渡地区、塚原地区、塩川地区、上細野地区</li> <li>・清川村法論堂地区、坂尻地区、片原地区 他</li> <li>・過去分裂した川弟B、B1群のほか、半原群や鐘ヶ嶽群など多くの群れと行動域が一部重複</li> </ul>
(2) 頭数	・63頭（令和4年度生息状況調査による）
(3) 農業被害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・愛川町 玉ねぎ、ジャガイモ、ニンジン、ねぎ</li> <li>・清川村 139千円 ジャガイモ、ナス、きゅうり、トマト、すいか、えだまめ、ニンジン、ネギ、柿、栗、ダイコン、カボチャ</li> </ul>
(4) 生活・人身被害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・愛川町 被害報告4件</li> <li>・清川村 被害報告なし</li> </ul>

### 3 主な課題

「個体数増加による群れの分裂の危惧」、「管理目標達成のための実施体制の構築」、「行動域の変化（人里への出没多発）」

### 4 前年度実績

項目	内容
(1) 群れ管理	個体数管理 <b>【目的】</b> ・適正配置とするための群れの縮小 <b>【捕獲頭数】</b> ・3頭（他 学習放獣1頭）
	追い上げ [愛川町] ・サル移動監視員を配備し、各地区において、出没した群れに対して、目標エリアへの追い上げを実施。 ・サル移動監視員2人で延べ293日巡回（予定） ・町職員出動：6回
(2) 被害防除対策	[清川村] ・民家周辺の果樹の早期収穫、撤去及び廃棄野菜等の徹底処理を要請



	農地への防護柵	<b>【設置費用一部補助】</b> [愛川町] ・防護柵設置費用の一部補助 [清川村] ・防護柵等設置費用の一部補助 1件
	広域防護柵	
	追い払い	[愛川町] ・煙火等を配布し、地域住民による自主的な追い払いを実施。 [清川村] ・銃器（発音弾等）や花火による追い払い 2名
	その他	
(3) 生息環境整備	森林整備	[清川村] ・原、柳梅、西ヶ谷戸地区 33.0ha
(4) その他		

## 5 成果及び問題点

項目		内容
(1) 群れ管理	個体数管理	<b>【問題点】</b> [愛川町] ・頭数が多く、人家周辺での目撃や農業被害も多発しているため、積極的に個体数調整を行い、頭数を縮小させる必要がある。 ・行政境を行き来しているため、市町村間で連携した個体数管理が必要。 [清川村] ・捕獲数が少ない。 ・行動域が拡大している。
	追い上げ	<b>【実績】</b> [愛川町] ・追い上げ実施後は、各地区への出没が減少した。 <b>【問題点】</b> [愛川町] ・煙火使用時の音に対する苦情が発生している。 ・サルが煙火に慣れ効果が薄まっているため、新たな追い上げ手法の検討が必要。
(2) 被害防除対策	集落環境整備	<b>【問題点】</b> [愛川町] ・冬季にサルを誘引するユズ等の柑橘類の管理及び対策不足 [清川村] ・取り残し農作物等の除去が不十分

	農地への防護柵	<b>【問題点】</b> [愛川町] ・家庭菜園程度の小規模農地が多く、防護柵設置への意欲が低い。 [清川村] ・電気柵及び防護ネットを設置する農家が増加したが、未対策の農地がある。
	広域防護柵	
	追い払い	<b>【問題点】</b> [愛川町] ・追い払いを実施する住民が少なく、追い払いを実施してもサルに対しての威圧効果が低い。 ・追い払いを実施する住民を覚え、不在時に出没する等の学習が進んできている。 [清川村] ・山裾に隠れ、追い払い隊がいなくなると再び現れ畑を荒らす。
	その他	
(3) 生息環境整備	森林整備	<b>【問題点】</b> [清川村] ・嗜好性植物が育っていない。
(4) その他		<b>【問題点】</b> ・行動域が複数の市町村にまたがるため、県及び関係市町村の連携が必要

## 6 実施計画

項目	内容				
(1) 事業の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個体数の増加による分裂を防ぐため、群れの縮小を図る。</li> </ul>				
(2) 群れ管理	<table border="1"> <tr> <td>個体数管理</td> <td> <b>【目的】</b>            ・適正配置とするための群れの縮小  <b>【捕獲計画数】</b>            ・20頭  <b>【捕獲方法】</b>            ・はこわな、囲いわな、銃器            [愛川町]            ・本群の行動域を確認しつつ、効率的な追い上げが可能となるよう頭数の縮小を図る。            ・他の群れと行動域が重複しているため、群れの分裂や行動域の変化が危惧されることから、適正に管理していく必要がある。         </td> </tr> <tr> <td>追い上げ</td> <td>           [愛川町]            ・地域住民と共同し、地域ぐるみの追い上げを推進する。            ・追い上げに対する地域住民の理解を図る。         </td> </tr> </table>	個体数管理	<b>【目的】</b> ・適正配置とするための群れの縮小 <b>【捕獲計画数】</b> ・20頭 <b>【捕獲方法】</b> ・はこわな、囲いわな、銃器 [愛川町] ・本群の行動域を確認しつつ、効率的な追い上げが可能となるよう頭数の縮小を図る。 ・他の群れと行動域が重複しているため、群れの分裂や行動域の変化が危惧されることから、適正に管理していく必要がある。	追い上げ	[愛川町] ・地域住民と共同し、地域ぐるみの追い上げを推進する。 ・追い上げに対する地域住民の理解を図る。
個体数管理	<b>【目的】</b> ・適正配置とするための群れの縮小 <b>【捕獲計画数】</b> ・20頭 <b>【捕獲方法】</b> ・はこわな、囲いわな、銃器 [愛川町] ・本群の行動域を確認しつつ、効率的な追い上げが可能となるよう頭数の縮小を図る。 ・他の群れと行動域が重複しているため、群れの分裂や行動域の変化が危惧されることから、適正に管理していく必要がある。				
追い上げ	[愛川町] ・地域住民と共同し、地域ぐるみの追い上げを推進する。 ・追い上げに対する地域住民の理解を図る。				

(3) 被害防除 対策	集落環境整備	<p>[愛川町]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域が一丸となった、放棄果樹の伐採や管理等、環境整備が必要</li> <li>・放棄果樹が点在しているため、土地所有者に適正管理を促す。</li> </ul> <p>[清川村]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民家周辺の果樹の早期収穫、撤去及び廃棄野菜等の徹底処理を継続して要請する。</li> </ul>
	農地への防護柵	<p>[愛川町]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防護柵設置費補助の周知を行い、積極的な自主防除を促す。</li> </ul> <p>[清川村]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電気柵及び防護ネット等の補助及び補助制度の周知</li> </ul>
	広域防護柵	
	追い払い	<p>[愛川町]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サル移動監視員と町が共同し、地域ぐるみの追い払いを推進する。</li> <li>・追い払いに対する地域住民への理解を図る。</li> </ul> <p>[清川村]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・銃器（発音弾等）や花火による追い払いの実施 2名</li> </ul>
	その他	<p>[愛川町]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町から住民に対し、サルに対する正しい知識を発信する。</li> </ul>
(4) 生息環境整備	森林整備	<p>[清川村]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大久保沢、別所地区 27.05 ha</li> </ul>
(5) その他		<ul style="list-style-type: none"> <li>・県及び関係市町村の連携、協力</li> </ul>

## 6 令和5年度 川弟B群事業実施管理計画

### 1 群れの目標

項目	目標（第5次計画期間）	目標（令和5年度末）
(1) 目標頭数	・群れの頭数を30頭程度にする	・群れの頭数を30頭程度にする
(2) 目標エリア	・早戸川林道方面（相模原市） ・金沢林道方面（愛川町、清川村）	・早戸川林道方面（相模原市） ・金沢林道方面（愛川町、清川村）

### 2 群れの状況

項目	内容
(1) 生息域	・相模原市緑区鳥屋地区 ・愛川町檜原地区、市之田地区 ・清川村宮の平地区、春ノ木丸地区、吹風地区 ・川弟B1群、ダムサイト群と行動域が重複する地域あり。
(2) 頭数	・27頭（令和4年度生息状況調査による）
(3) 農業被害	・相模原市 ナス 326千円 ※川弟B1群と重複 ・愛川町 被害報告なし ・清川村 インゲン、ミカン
(4) 生活・人身被害	・相模原市 被害報告なし ・愛川町 被害報告なし ・清川村 被害報告なし

### 3 主な課題

「捕獲実施場所の確保が困難」、「餌付け行為による加害性の上昇」「リニア中央新幹線事業に伴う行動範囲の変化」

### 4 前年度実績

項目	内容						
(1) 群れ管理	<table border="1"> <tr> <td>個体数管理</td> <td> <b>【目的】</b>                      ・適正規模とするための群れの縮小、維持  <b>【捕獲頭数】</b>                      ・0頭                 </td> </tr> <tr> <td>追い上げ</td> <td>                     [相模原市]                      ・専門業者による銃器を使用した追い上げ                      [愛川町]                      ・サル移動監視員を配備。                      ・サル移動監視員2人で延べ293日巡回（予定）                 </td> </tr> </table>	個体数管理	<b>【目的】</b> ・適正規模とするための群れの縮小、維持 <b>【捕獲頭数】</b> ・0頭	追い上げ	[相模原市] ・専門業者による銃器を使用した追い上げ [愛川町] ・サル移動監視員を配備。 ・サル移動監視員2人で延べ293日巡回（予定）		
	個体数管理	<b>【目的】</b> ・適正規模とするための群れの縮小、維持 <b>【捕獲頭数】</b> ・0頭					
追い上げ	[相模原市] ・専門業者による銃器を使用した追い上げ [愛川町] ・サル移動監視員を配備。 ・サル移動監視員2人で延べ293日巡回（予定）						
(2) 被害防除対策	<table border="1"> <tr> <td>集落環境整備</td> <td>                     [相模原市]                      ・放棄果樹、取り残し農作物等の除去の啓発                      [清川村]                      ・観光地周辺におけるゴミ等の誘引物撤去指導等を要請                 </td> </tr> <tr> <td>農地への防護柵</td> <td>                     [相模原市]                      ・防護柵設置費用の一部補助                      [愛川町]                      ・防護柵設置費用の一部補助                 </td> </tr> <tr> <td>広域防護柵</td> <td></td> </tr> </table>	集落環境整備	[相模原市] ・放棄果樹、取り残し農作物等の除去の啓発 [清川村] ・観光地周辺におけるゴミ等の誘引物撤去指導等を要請	農地への防護柵	[相模原市] ・防護柵設置費用の一部補助 [愛川町] ・防護柵設置費用の一部補助	広域防護柵	
	集落環境整備	[相模原市] ・放棄果樹、取り残し農作物等の除去の啓発 [清川村] ・観光地周辺におけるゴミ等の誘引物撤去指導等を要請					
	農地への防護柵	[相模原市] ・防護柵設置費用の一部補助 [愛川町] ・防護柵設置費用の一部補助					
広域防護柵							

	追い払い	<p>[相模原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託業者（委託業者）による追い払い 延べ208人104日</li> <li>・農業者等（猟友会、自主防衛組織、JA 神奈川つくい職員）による追い払い</li> <li>・住民へ煙火等追払物品を配布</li> <li>・専門業者による指導</li> </ul> <p>[愛川町]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民へ煙火等を配布し、自主的な追い払いを実施。</li> </ul> <p>[清川村]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・銃器（発音弾等）や花火による追い払い 2名</li> </ul>
	加害個体捕獲	
	その他	
(3) 生息環境整備	森林整備	
(4) その他		

## 5 成果及び問題点

項目		内容
(1) 群れ管理	個体数管理	<p>【問題点】</p> <p>[愛川町]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他の群れと行動域が重複しているため、群れの分裂や行動域の変化が危惧されることから、群れの動向に注意しつつ、適正に管理していく必要がある。</li> <li>・リニア新幹線車両基地建設に伴う生息域の変化。</li> </ul>
	追い上げ	<p>【問題点】</p> <p>[相模原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出没地域が市町村境のため、追い上げが困難。</li> </ul> <p>[清川村]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宮ヶ瀬湖をまたいで生息しているため、目標エリアへの追い上げが困難。</li> </ul>
(2) 被害防除対策	集落環境整備	<p>【問題点】</p> <p>[相模原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放棄果樹、取り残し農作物等誘引物の除去が不十分</li> </ul> <p>[愛川町]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該地の農地や家庭菜園には、残さの放置等が見受けられ、群れの誘引要因となっている。</li> </ul> <p>[清川村]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・観光客等の餌付けによる人馴れの進行</li> </ul>
	農地への防護柵	<p>【問題点】</p> <p>[相模原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防護柵の設置が進んでいない地域がある。</li> </ul> <p>[愛川町]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭菜園程度の小規模農地が多く、柵設置への意欲が低い。</li> </ul>
	広域防護柵	
	追い払い	<p>【問題点】</p> <p>[相模原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・動物駆逐用煙火及び銃器による追い払い効果の減少</li> </ul> <p>[愛川町]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・追い払いを実施する住民が少なく、追い払いを実施してもサルに対しての威圧効果が低い。</li> <li>・追い払いを実施する住民を覚え、不在時に出没する等の</li> </ul>

		<p>学習が進んできている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サルが早朝に出没した場合は、近隣住民からの苦情が懸念されるため、煙火を使用した追い払いができない。</li> </ul> <p>[清川村]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・観光地のため、地域によっては銃器による追い払いが制限されている。</li> </ul>
	加害個体捕獲	
	その他	
(3) 生息環境整備	森林整備	
(4) その他		<p><b>【問題点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行動域が複数の市町村にまたがるため、県及び関係市町村の連携が必要</li> <li>・観光地での餌付け行為により、人馴れが進行している。</li> </ul>

## 6 実施計画

項目		内容
(1) 事業の実施方針		・早戸川林道、金沢林道まで追い上げ、定着を図る。
(2) 群れ管理	個体数管理	<p><b>【目的】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・適正規模とするための群れの縮小、維持</li> </ul> <p><b>【捕獲計画数】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2頭</li> </ul> <p><b>【捕獲方法】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・はこわな、囲いわな、麻酔銃、銃器、ICT わな</li> </ul> <p>[愛川町]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行動域の変化や分裂の恐れが発生した場合には、関係市町村と協力し捕獲を実施する。</li> </ul>
	追い上げ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目標エリアまで追い上げ、定着を図る。</li> </ul> <p>[相模原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専門業者による銃器を使用した追い上げ</li> </ul> <p>[愛川町]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民と共同し、地域ぐるみの追い上げを推進する。</li> </ul> <p>[清川村]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的に追い上げを実施</li> </ul>
(3) 被害防除対策	集落環境整備	<p>[相模原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放棄果樹、取り残し農作物の除去の啓発</li> <li>・人家周辺にある果樹等の早期収穫、撤去等</li> </ul> <p>[愛川町]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民に残さの排除や、農地の適正管理を促し、地域ぐるみの環境整備を推進する。</li> </ul> <p>[清川村]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・観光地周辺におけるゴミ等の誘引物撤去指導等を継続して要請する。</li> </ul>
	農地への防護柵	<p>[相模原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防護柵設置費用の一部補助</li> <li>・防護柵設置の啓発</li> </ul> <p>[愛川町]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防護柵設置費補助の周知を行い積極的な自主防衛を促す。</li> </ul>
	広域防護柵	
	追い払い	<p>[相模原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自主防衛組織、農業者等（JA 神奈川つくい職員）との連</li> </ul>

		携による追払い。 ・ 猟友会による銃器（野猿弾）を使用した追払いの強化 ・ 専門業者による指導 ・ 住民へ煙火等追払物品を配布 ・ 組織的な追払いの実施の啓発 [愛川町] ・ 地域住民と共同し、地域ぐるみの追払いを推進する。 [清川村] ・ 銃器（発音弾等）や花火による追払いの実施 2名
	その他	[相模原市] ・ 「地域ぐるみの対策」を行う組織育成 ・ J A 神奈川つくい、農業者、地域への位置情報提供 ・ 専門業者による農業者等への指導 ・ 正確な被害状況の把握 [愛川町] ・ 県立あいかわ公園内での餌付け行為を防止するため、管理者に対して来園者への周知徹底を図るよう引き続き依頼をする。 ・ 町から住民に対し、サルに対する正しい知識を発信する。 [清川村] ・ 餌付け行為の禁止を徹底する。
(4) 生息環境整備	森林整備	[清川村] ・ 金沢地区 9.0ha
(5) その他		・ 県及び関係市町村の連携、協力 ・ 餌付け行為防止の周知

## 7 令和5年度 川弟B1群事業実施管理計画

### 1 群れの目標

項目	目標（第5次計画期間）	目標（令和5年度末）
(1) 目標頭数	・群れの頭数を50頭まで縮小	・群れの頭数を50頭程度まで縮小
(2) 目標エリア	・早戸川林道方面（相模原市） ・金沢林道方面（愛川町、清川村）	・早戸川林道方面（相模原市） ・金沢林道方面（愛川町、清川村）

### 2 群れの状況

項目	内容
(1) 生息域	・相模原市緑区鳥屋地区 ・愛川町檜原地区、横根地区 ・清川村春ノ木丸地区、吹風地区 ・川弟B群、ダムサイト群と行動域が重複する地域あり。
(2) 頭数	・51頭（令和4年度生息状況調査による）
(3) 農業被害	・相模原市 ナス 326千円 ※川弟B群と重複 ・愛川町 被害報告なし ・清川村 被害報告なし
(4) 生活・人身被害	・相模原市 被害報告なし ・愛川町 被害報告なし ・清川村 被害報告なし

### 3 主な課題

「餌付け行為による加害性の上昇」、「個体数の増加による分裂の危惧」「リニア中央新幹線事業に伴う行動範囲の変化」

### 4 前年度実績

項目		内容
(1) 群れ管理	個体数管理	【目的】 ・適正規模とするための群れの縮小、維持 【捕獲頭数】 ・0頭
	追い上げ	[相模原市] ・専門業者による銃器を使用した追い上げ [愛川町] ・サル移動監視員を配備し、各地区において、出没した群れに対して、目標エリアへの追い上げを実施。 ・サル移動監視員2人で延べ293日巡回（予定）
(2) 被害防除対策	集落環境整備	[相模原市] ・放棄果樹、取り残し農作物等の除去の啓発 [清川村] ・観光地周辺のゴミなどの誘引物撤去指導等を要請。
	農地への防護柵	[相模原市] ・防護柵設置費用の一部補助 [愛川町] ・防護柵設置費用の一部補助
	広域防護柵	



	追い払い	<p>[相模原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託業者（猟友会）による追い払い 延べ208人104日</li> <li>・農業者等（猟友会、自主防衛組織、JA 神奈川つくい職員）による追い払い</li> <li>・住民へ煙火等追払物品を配布</li> <li>・専門業者による指導</li> </ul> <p>[愛川町]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民へ煙火等を配布し、自主的な追い払いを実施。</li> </ul> <p>[清川村]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・銃器（発音弾等）や花火による追い払い 2名</li> </ul>
	加害個体捕獲	
	その他	
(3) 生息環境整備	森林整備	
(4) その他		

## 5 成果及び問題点

項目		内容
(1) 群れ管理	個体数管理	<p>【問題点】</p> <p>[愛川町]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他の群れと行動域が重複しているため、個体数調整を行う場合、他の群れへの影響について考慮する必要がある。</li> <li>・リニア新幹線車両基地建設に伴う生息域の変化。</li> </ul>
	追い上げ	<p>【成果】</p> <p>[愛川町]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・追い上げ実施後は、各地区への出没が減少した。</li> </ul> <p>【問題点】</p> <p>[相模原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出没地域が市町村境のため、追い上げが困難。</li> </ul> <p>[清川村]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宮ヶ瀬湖をまたいで生息しているため、目標エリアへの追い上げが困難。</li> </ul>
(2) 被害防除対策	集落環境整備	<p>【問題点】</p> <p>[相模原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放棄果樹、取り残し農作物の除去が不十分</li> <li>・虹の大橋、鳥居原ふれあいの館付近での、観光客による餌付け</li> </ul> <p>[清川村]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・観光客等の餌付けによる人馴れの進行</li> </ul>
	農地への防護柵	<p>【問題点】</p> <p>[相模原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防護柵の設置が進んでいない地域がある。</li> </ul> <p>[愛川町]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭菜園程度の小規模農地が多く、柵設置への意欲が低い。</li> </ul>
	広域防護柵	
	追い払い	<p>【問題点】</p> <p>[相模原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・動物駆逐用煙火及び銃器による追い払い効果の減少</li> </ul> <p>[愛川町]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行動域が他の群れと重複しているため、追い払う方向に</li> </ul>

		<p>注意が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>サルが早朝に出没した場合は、近隣住民からの苦情が懸念されるため煙火を使用した追い払いを実施できない。</li> </ul> <p>[清川村]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>観光地のため、地域によっては銃器による追い払いが制限されている。</li> </ul>
	加害個体捕獲	
	その他	<p>【問題点】</p> <p>[愛川町]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>近年、マスメディア等によるサルの被害報道により、サルに対する誤った知識、認識を持つ住民（必要以上に危険な動物であると認識している等）が見受けられる。</li> </ul>
(3) 生息環境整備	森林整備	
(4) その他		<p>【問題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>行動域が複数の市町村にまたがるため、県及び関係市町村の連携が必要</li> <li>観光地での餌付け行為により、人馴れが進行している。</li> </ul>

## 6 実施計画

項目		内容
(1) 事業の実施方針		<ul style="list-style-type: none"> <li>適正な規模で維持するための個体数調整を実施する。</li> </ul>
(2) 群れ管理	個体数管理	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>適正規模とするための群れの縮小、維持</li> </ul> <p>【捕獲計画数】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>7頭</li> </ul> <p>【捕獲方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>はこわな、囲いわな、麻酔銃、銃器、ICT わな</li> </ul> <p>[愛川町]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年度時点で、本群れの加害性が低いため、今後加害性が増加した際には、加害個体を中心に捕獲を検討する。</li> <li>現状、町内で被害報告は受けていないが、今後報告を受けた際、関係市町村と協力し、個体数調整を行う。</li> </ul>
	追い上げ	<ul style="list-style-type: none"> <li>目標エリアまで追い上げ、定着を図る。</li> </ul> <p>[相模原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>専門業者による銃器を使用した追い上げ</li> </ul> <p>[愛川町]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域住民と共同し、地域ぐるみの追い上げを推進する。</li> </ul> <p>[清川村]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>群れの行動を監視しながら実施</li> </ul>
(3) 被害防除対策	集落環境整備	<p>[相模原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>放棄果樹、取り残し農作物の除去の啓発</li> <li>人家周辺にある果樹等の早期収穫及び撤去等の啓発</li> </ul> <p>[清川村]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>観光地周辺におけるゴミ等の誘引物撤去指導等を継続して要請する。</li> </ul>
	農地への防護柵	<p>[相模原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>防護柵設置費用の一部補助</li> <li>防護柵設置の啓発</li> </ul> <p>[愛川町]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>防護柵設置費補助の周知を行い、積極的な自主防除を促す。</li> </ul>

	広域防護柵	
	追い払い	<p>[相模原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自主防衛組織、農業者等（JA 神奈川つくい職員）との連携による追い払い。</li> <li>・ 委託業者（猟友会）による銃器（野猿弾）を使用した追い払いの強化</li> <li>・ 専門業者による指導</li> <li>・ 住民へ煙火等追払物品を配布</li> <li>・ 組織的な追い払いの実施の啓発</li> </ul> <p>[愛川町]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域住民と共同し、地域ぐるみの追い払いを推進する。</li> </ul> <p>[清川村]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 銃器（発音弾等）や花火による追い払いの実施 2名</li> </ul>
	その他	<p>[相模原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「地域ぐるみの対策」を行う組織育成</li> <li>・ J A 神奈川つくい、農業者、地域への位置情報提供</li> <li>・ 専門業者による農業者等への指導</li> <li>・ 正確な被害状況の把握</li> </ul> <p>[愛川町]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町から住民に対し、サルに対する正しい知識を発信する。</li> </ul>
(4) 生息環境整備	森林整備	
(5) その他		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県及び関係市町村の連携、協力</li> <li>・ 餌付け行為防止の周知</li> </ul>

## 8 令和5年度 半原群事業実施管理計画

### 1 群れの目標

項目	目標（第5次計画期間）	目標（令和5年度末）
(1) 目標頭数	・群れの頭数を40頭程度まで縮小	・群れの頭数を40頭程度まで縮小
(2) 目標エリア	・経ヶ岳より北側	・経ヶ岳より北側

### 2 群れの状況

項目	内容
(1) 生息域	・厚木市荻野地区、小鮎地区（主な行動域） ・愛川町馬渡地区、塩川地区 ・川弟群系列と行動域が一部重複
(2) 頭数	52頭（令和4年度生息状況調査未実施のため、シミュレーション値）
(3) 農業被害	・厚木市 （荻野地区）※経ヶ岳群と重複 サツマイモ、落花生、タマネギ（自家用作物のみ） （小鮎地区） 被害報告なし ・愛川町 被害報告なし
(4) 生活・人身被害	・厚木市 特に荻野地区での生活被害が懸念される。 ・愛川町 被害報告なし

### 3 主な課題

「行動域拡大の防止」

### 4 前年度実績

項目	内容
(1) 群れ管理	個体数管理 【目的】 ・適正規模とするための群れの縮小、維持 【捕獲頭数】 ・0頭
	追い上げ [愛川町] ・サル移動監視員を配備。 ・サル移動監視員2人で延べ293日巡回（予定）
(2) 被害防除 対策	集落環境整備 [厚木市] ・農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について、農協 機関紙や地元関係団体により組織された協議会にて啓発
	農地への防護 柵 【設置費用一部補助】 [厚木市] ・防護柵設置費用の一部補助 荻野地区5件、小鮎地区2件 [愛川町] ・防護柵設置費用の一部補助
	広域防護柵 [厚木市] ・電気柵の維持管理 荻野地区 7,363m 小鮎地区 7,742m

	追い払い	[厚木市] ・ 地区追い払い隊 (空砲・動物駆逐用花火等による追い払い) ・ 地域住民による追い払い [愛川町] ・ 地域住民へ煙火等を配布
	その他	
(3) 生息環境整備	森林整備	
(4) その他		・ 行動域が複数の市町村にまたがるため、県及び関係市町村の連携が必要

## 5 成果及び問題点

項目		内容
(1) 群れ管理	個体数管理	
	追い上げ	【問題点】 [厚木市] ・ 出没地域が他の行政区域へまたがるため、目標エリアへの追い上げが困難
(2) 被害防除対策	集落環境整備	
	農地への防護柵	【問題点】 [愛川町] ・ 主な農作物被害発生地区では、電気柵による防除が進んできているものの、普及率は十分とは言えない。
	広域防護柵	
	追い払い	【問題点】 [厚木市] ・ 出没地域が他の行政区域へまたがるため、目標エリアへの追い払いが困難 ・ 出没地域が広域であるため、効果的な対応が難しい。 ・ 鳶尾群を除去した際に、厚木市へ侵入する可能性がある群れとして行動を注視しているが、直近の動きでは荻野地区での行動が多く見られている。また、片原群の勢力減少に伴い、小鮎地区上飯山方面への南下傾向が見られる。 [愛川町] ・ 川弟A群と行動域が重複しているため、追い払いを行う際、追い払う方向に注意する必要がある。
	その他	
(3) 生息環境整備	森林整備	
(4) その他		[愛川町] ・ 近年、マスメディア等によるサルの被害報道により、サルに対する誤った知識、認識を持つ住民（必要以上に危険な動物であると認識している等）が見受けられる。

6 実施計画

項目		内容
(1) 事業の実施方針		・適正な規模で維持するための個体数調整を実施する。
(2) 群れ管理	個体数管理	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・適正規模とするための群れの縮小、維持</li> </ul> <p>【捕獲計画数】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・15頭</li> </ul> <p>【捕獲方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・はこわな、麻酔銃、銃器</li> </ul> <p>[厚木市]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・わなについては、県及び近隣市町村と調整を行ったうえで、必要に応じて稼働させる。</li> </ul> <p>[愛川町]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該群は、主に厚木市内を行動域としているため、個体数調整を行う際は、近隣市町村を調整の上実施する。</li> <li>・川弟A群と行動域が重複しているため、群れの分裂や行動域の変化が危惧されることから、適正に管理していく必要がある。</li> </ul>
	追い上げ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目標エリアまで追い上げ、定着を図る。</li> </ul> <p>[厚木市]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生息域拡大を防ぐため、積極的な追い上げを実施し、目標エリアである経ヶ岳の北側方面への定着を図る。</li> </ul> <p>[愛川町]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民と共同し、地域ぐるみの追い上げを推進する。</li> </ul>
(3) 被害防除対策	集落環境整備	<p>[厚木市]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について、農協機関紙や地元関係団体により組織された協議会にて啓発</li> </ul> <p>[愛川町]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域が一丸となって、放棄果樹の伐採や管理等、環境整備に取り組む必要がある。</li> </ul>
	農地への防護柵	<p>[厚木市]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防護柵設置費用の一部補助</li> </ul> <p>[愛川町]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防護柵設置費用補助の周知を行い積極的な自主防除を促す</li> </ul>
	広域防護柵	<p>[厚木市]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電気柵の維持管理</li> </ul> <p>荻野地区 7,363m、小鮎地区 7,742m</p>
	追い払い	<p>[厚木市]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内への侵入が確認された場合、定着防止のため即時追い払いを行う。</li> <li>・地区追い払い隊 (空砲、動物駆逐用火火等による追い払い)</li> <li>・地域住民による追い払いへの支援</li> <li>・経ヶ岳群の除去に伴い、追い払い員の設置を予定</li> </ul> <p>[愛川町]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民と共同し、地域ぐるみの追い払いを推進する。</li> </ul>
	その他	<p>[愛川町]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町から住民に対し、サルに対する正しい知識を発信する。</li> </ul>
(4) 生息環境整備	森林整備	
(5) その他		・県及び関係市町村の連携、協力

## 9 令和5年度 鐘ヶ嶽群事業実施管理計画

### 1 群れの目標

項目	目標（第5次計画期間）	目標（令和5年度末）
(1) 目標頭数	・群れの頭数を20頭程度まで縮小	・群れの頭数を20頭程度まで縮小
(2) 目標エリア	・鐘ヶ嶽～鳥屋待沢方面	・鐘ヶ嶽～鳥屋待沢方面

### 2 群れの状況

項目	内容
(1) 生息域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・厚木市 玉川地区、森の里地区、小鮎地区</li> <li>・清川村 清水ヶ丘地区、金翅地区</li> <li>・伊勢原市 日向地区</li> <li>・川弟A群、日向群と行動域が一部重複</li> </ul>
(2) 頭数	・35頭（令和4年度生息状況調査による）
(3) 農業被害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・厚木市（玉川地区） ラッカセイ 9千円</li> <li>・清川村 ニンジン、インゲン、ダイコン、ジャガイモ、ナス、キュウリ、トウモロコシ、カボチャ、カブ、ホウレンソウ</li> <li>・伊勢原市 ミカン</li> </ul>
(4) 生活・人身被害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・厚木市 山間地から里山へ行動域を広げており、七沢、森の里、上古沢地区への侵入が見られる。</li> <li>・清川村 被害報告なし</li> <li>・伊勢原市 被害報告なし</li> </ul>

### 3 主な課題

「行動域拡大の防止」、「日向群との行動域の重複」、「日向地区での農業被害及び生活被害」

### 4 前年度実績

項目	内容
(1) 群れ管理	個体数管理 <b>【目的】</b> ・適正規模とするための群れの縮小、維持 <b>【捕獲頭数】</b> ・5頭（他 学習放獣3頭）
	追い上げ
(2) 被害防除対策	集落環境整備 [厚木市] ・農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について、農協機関紙や地元関係団体により組織された協議会にて啓発 [伊勢原市] ・未収穫農作物、放任果樹の除去等の徹底 [清川村] ・藪の刈払いを実施
	農地への防護柵 [厚木市] ・防護柵設置費用の一部補助 玉川地区4件

		[伊勢原市] ・市町村事業推進交付金を活用し、高部屋地区 1 箇所、大山地区 1 箇所、計 2 箇所に設置 [清川村] ・防護柵設置費用の一部補助
	広域防護柵	[厚木市] ・電気柵の維持管理 森の里地区 538m、玉川地区 9,647m
	追い払い	[厚木市] ・追い払い員 2 名巡回 (一定方向に向けた通年の組織的な追い払い) ・地区追い払い隊 (空砲・動物駆逐用火火等による追い払い) ・地域住民による追い払い [伊勢原市] ・地元や農家へ追い払い用煙火等の配布、エアガンやパチンコ等の貸出し ・追い払い隊による追い払い活動 (2 名 1 組で週 4 日勤務) [清川村] ・銃器 (発音弾等) や花火による追い払い 2 名
	加害個体捕獲	
	その他	[伊勢原市] ・追い払い隊が確認した群れの位置情報を希望者へメール配信 (午前、夕方の 1 回ずつ) ・ハイカー等による餌付けの禁止を看板により周知 ・追い払い隊による行動域調査 [清川村] ・地域ぐるみの鳥獣被害対策を実施
(3) 生息環境整備	森林整備	[伊勢原市] ・市所管課や森林所有者による管理
(4) その他		

## 5 成果及び問題点

項目		内容
(1) 群れ管理	個体数管理	【問題点】 [清川村] ・人家が多いことから、銃器による捕獲が難しい。 ・ゴルフ場内での出没も見られ、追い払い、捕獲が難しい。
	追い上げ	【問題点】 [厚木市] ・出没地域が他の行政区域へまたがるため、目標エリアへの追い上げが困難 [伊勢原市] ・行動域が広範囲であり複数の行政間をまたいでいるため、実施や調整が困難な場合がある
(2) 被害防除対策	集落環境整備	【問題点】 [伊勢原市] ・高齢化による収穫労力や不在地主による農地管理の限界
	農地への防護柵	【成果】 [伊勢原市] ・設置した箇所では農業被害が減少 【問題点】



		[伊勢原市] ・設置が進んでいない箇所では、新たに農業被害が確認され、出没範囲の拡大が懸念される
	広域防護柵	
	追い払い	<b>【成果】</b> [伊勢原市] ・追い払いにより、農業被害を軽減することができた <b>【問題点】</b> [厚木市] ・出没地域が行政区域を超えるため、追い払い方法の設定に苦慮する。 ・煤ヶ谷群の全頭除去が完了したため、煤ヶ谷群の行動域に鐘ヶ嶽群が一部侵入している。 [伊勢原市] ・不在地主の山林の荒廃化 [清川村] ・山間部から追い払い隊員が去るのを様子見されている気配がある。
	加害個体捕獲	
	その他	<b>【成果】</b> [伊勢原市] ・サル的位置情報を希望者へ教えることで未然に農業被害を防ぐことができた [清川村] ・地域ぐるみの鳥獣被害対策の実施 <b>【問題点】</b> [清川村] ・協力者の増加及び他地域への啓発
(3) 生息環境整備	森林整備	<b>【成果】</b> [伊勢原市] ・森林環境の改善 <b>【問題点】</b> [伊勢原市] ・不在地主の山林の荒廃化
(4) その他		<b>【問題点】</b> ・行動域が複数の市町村にまたがるため、県及び関係市町村の連携が必要

## 6 実施計画

項目	内容
(1) 事業の実施方針	・適正な規模で維持するための個体数調整を実施する。 ・南下対策を推進する。
(2) 群れ管理	個体数管理
	<b>【目的】</b> ・適正規模とするための群れの縮小、維持 <b>【捕獲計画数】</b> ・11頭 <b>【捕獲方法】</b> ・はこわな、麻酔銃、銃器 [厚木市] ・わなについては、県及び近隣市町村と調整を行った上で稼働させる。

		<p>[伊勢原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・厚木市、清川村と連携して県の技術指導に基づき、捕獲を実施</li> </ul>
	追い上げ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目標エリアまで追い上げ、定着を図る。</li> </ul> <p>[厚木市]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生息域拡大を防ぐため、積極的な追い上げを実施</li> <li>・目標エリアでの定着を図り、市内では伊勢原津久井線（県道 64 号線）から東への行動域拡大を防止する。</li> </ul> <p>[伊勢原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県主体となる追い上げへの人的協力</li> </ul>
(3) 被害防除対策	集落環境整備	<p>[厚木市]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について、農協機関紙や地元関係団体により組織された協議会にて啓発</li> </ul> <p>[伊勢原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未収穫農作物、放任果樹の除去等の徹底</li> </ul> <p>[清川村]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民家周辺の果樹の早期収穫及び撤去、また廃棄野菜等の徹底処理を要請する。</li> </ul>
	農地への防護柵	<p>[厚木市]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防護柵設置費用の一部補助</li> </ul> <p>[伊勢原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥獣被害防止総合対策交付金、市町村事業推進交付金等を活用し、侵入防止柵の設置支援</li> </ul> <p>[清川村]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電気柵及び防護ネット等の補助及び補助制度の周知</li> </ul>
	広域防護柵	<p>[厚木市]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電気柵の維持管理</li> </ul> <p>森の里地区 538m、玉川地区 9,647m</p>
	追い払い	<p>[厚木市]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・追い払い員 2 名による巡回 359 日（一定方向に向けた通年の追い払い）</li> <li>・地区追い払い隊（空砲・動物駆逐用火火等による追い払い）</li> <li>・地域住民による追い払いへの支援</li> <li>・人里への生息域拡大について、専門業者へ追い上げ、追い払いの指導を依頼する。</li> </ul> <p>[伊勢原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県の技術指導に基づく、追い払い活動を実施</li> <li>・地元や農家へ追い払い用煙火等の配布エアガンやパチンコ等の貸出し</li> <li>・追い払い隊による追い払い活動（2 名 1 組で週 5 日勤務）</li> </ul> <p>[清川村]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・銃器（発音弾等）や花火による追い払いの実施 2 名</li> <li>・関係市と調整を行いながら追い払い方向等を検討する。</li> </ul>
	その他	<p>[伊勢原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・追い払い隊が確認した群れの位置情報を希望者へメール配信</li> <li>・ハイカー等による餌付けの禁止を周知</li> <li>・追い払い隊による行動域調査</li> </ul>

(4) 生息環境整備	森林整備	[伊勢原市] ・市所管課や関係機関、関係団体との連携により生息環境整備を進める [清川村] ・別所地区 15.1ha
(5) その他		・県及び関係市町村の連携、協力

## 10 令和5年度 日向群事業実施管理計画

### 1 群れの目標

項目	目標（第5次計画期間）	目標（令和5年度末）
(1) 目標頭数	・群れの頭数を25頭程度まで縮小	・群れの頭数を25頭程度まで縮小
(2) 目標エリア	・大山北斜面、猪山作業道、薬師林道	・大山北斜面、猪山作業道、薬師林道

### 2 群れの状況

項目	内容
(1) 生息域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・厚木市 玉川地区</li> <li>・伊勢原市 子易、上粕屋、日向地区</li> <li>・鐘ヶ嶽群と行動域が一部重複</li> </ul>
(2) 頭数	・31頭（令和4年度生息状況調査未実施のため、シミュレーション値）
(3) 農業被害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・厚木市（玉川地区）※鐘ヶ嶽群と重複 ラッカセイ</li> <li>・伊勢原市 カボチャ、エダマメ、ナス、ジャガイモ、サヤエンドウ、スナップエンドウ、ソラマメ、タケノコ、トウモロコシ、サツマイモ、タマネギ、ビワ、ユリネ、ラッカセイ、食用菊、キュウリ</li> </ul>
(4) 生活・人身被害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・厚木市 伊勢原市との行政境の厚木市側への侵入が多くなってきている。</li> <li>・伊勢原市 屋外の物品等の損傷2件、生活上の脅威2件</li> </ul>

### 3 主な課題

「継続的な農業被害や生活被害の発生、人身被害の懸念」、「生息域拡大の防止」、「箱わなに対する警戒心が高く、捕獲効率の低下」、「追い上げ目標エリアに鐘ヶ嶽群がおり、今後の管理方針を検討する必要がある」

### 4 前年度実績

項目		内容
(1) 群れ管理	個体数管理	<b>【目的】</b> ・適正規模とするための群れの縮小、維持 <b>【捕獲頭数】</b> ・3頭（他 学習放獣1頭）
	追い上げ	[伊勢原市] ・令和4年8月16日に長後山で追い上げを実施 ・県主催の湘南地域ニホンザル追い払い研修会を実施し、秦野市及び伊勢原市の認識の共有や連携を図った
(2) 被害防除対策	集落環境整備	[厚木市] ・農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について、農協機関紙や地元関係団体により組織された協議会にて啓発 [伊勢原市] ・未収穫農作物、放任果樹の除去等の徹底
	農地への防護柵	[厚木市] ・防護柵設置費用の一部補助 玉川地区 4件

		[伊勢原市] ・市町村事業推進交付金を活用し、高部屋地区1箇所、大山地区1箇所、計2箇所に設置
	広域防護柵	[厚木市] ・電気柵の維持管理 玉川地区9,647m
	追い払い	[秦野市] ・追い払い員4名通年出動計329日/年(658人日) 「秦野・伊勢原ニホンザル広域対策協議会」による監視活動を実施 [厚木市] ・地区追い払い隊 (空砲・動物駆逐用火火等による追い払い) [伊勢原市] ・地元や農家へ追い払い用煙火等の配布、エアガンやパチンコ等の貸出し ・追い払い隊による追い払い活動(2名1組で週4日勤務)
	加害個体捕獲	
	その他	[秦野市] ・市ホームページによるサルの位置情報の提供 [伊勢原市] ・追い払い隊が確認した群れの位置情報を希望者へメール配信(午前、夕方の1回ずつ) ・ハイカー等による餌付けの禁止を看板により周知 ・追い払い隊員による行動域調査
(3) 生息環境整備	森林整備	[伊勢原市] ・市所管課や森林所有者による管理
(4) その他		

## 5 成果及び問題点

項目		内容
(1) 群れ管理	個体数管理	【問題点】 [秦野市] ・箱わなに対する警戒心が非常に高まっているため、捕獲が困難 [伊勢原市] ・箱わなへの警戒心が強く、オトナメスや加害個体の捕獲が進まない
	追い上げ	【問題点】 [秦野市] ・日向群の発信器の取り付けが難航しているため、中止となった [厚木市] ・出没地域が他の行政区域へまたがるため、目標エリアへの追い上げが困難 [伊勢原市] ・行動域が地区をまたいでいるため、実施や調整が困難な場合がある
(2) 被害防除対策	集落環境整備	【問題点】 [伊勢原市] ・高齢化による収穫労力、不在地主による農地管理の限界

	農地への防護柵	<p><b>【成果】</b> [伊勢原市] ・設置した箇所では農業被害が減少</p> <p><b>【問題点】</b> [伊勢原市] ・設置が進んでいない箇所では、新たに農業被害が確認され出沒範囲の拡大が懸念される</p>
	広域防護柵	
	追い払い	<p><b>【成果】</b> [秦野市] ・追い払い員の継続的な監視により、秦野への侵入を防ぐことができた</p> <p>[伊勢原市] ・追い払いにより、農業被害を軽減することができた</p> <p><b>【問題点】</b> [秦野市] ・行動域が厚木市までに及ぶため、秦野市から遠方で行動している場合、捕捉に労力を要する</p> <p>・オトナメスの発信器の取り付けが難航しており、またコドモへの発信器の取り付けについては、装着後も短期間で脱落する事案が発生しているため、テレメトリー調査及び追い払いに長期的に支障が出ている</p> <p>[厚木市] ・出沒地域が他の行政区域へまたがるため、追い払い方向井の設定に苦慮する。</p> <p>・住民からの通報により対応するため、迅速な追い払いが困難</p> <p>[伊勢原市] ・追い払い効果の低減や追い払い従事者の人手不足、技術不足</p> <p>・追い払い先での農業被害が懸念される</p>
	加害個体捕獲	
	その他	<p><b>【成果】</b> [秦野市] ・市ホームページによるニホンザルの位置情報の提供</p> <p>[伊勢原市] ・サルの位置情報を希望者へ教えることで未然に農業被害を防ぐことができた</p> <p><b>【問題点】</b> [伊勢原市] ・通学路や生活道路が行動域内となっているため、継続的な生活被害の発生や人身被害が懸念され、市民生活に不安が生じている</p> <p>・オトナメスのサルにテレメトリー用発信器が装着できていないため、効果的な行動域調査等ができない</p>
(3) 生息環境整備	森林整備	<p><b>【成果】</b> [伊勢原市] ・森林環境の改善</p> <p><b>【問題点】</b> [伊勢原市] ・不在地主の山林の荒廃化</p>
(4) その他		・行動域が複数の市町村にまたがるため、県及び関係市町村の連携が必要

6 実施計画

項目		内容
(1) 事業の実施方針		<ul style="list-style-type: none"> <li>・適正な規模で維持するための個体数調整を実施する。</li> <li>・南下対策を推進し、旧大山群及び旧子易群の行動域への侵入を防ぐ。</li> <li>・大山街道より南への侵入を防ぎ、行動域を北に押し上げる。</li> </ul>
(2) 群れ管理	個体数管理	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・適正規模とするための群れの縮小、維持</li> </ul> <p>【捕獲計画数】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・7頭</li> </ul> <p>【捕獲方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・はこわな、囲いわな、銃器、ICT わな [秦野市]</li> <li>・群れが侵入、滞在した場合に捕獲を実施 [厚木市]</li> <li>・わなについては、県及び近隣市町村と調整を行った上で、必要に応じて稼働させる。 [伊勢原市]</li> <li>・厚木市と連携して県の技術指導に基づき、捕獲を実施</li> </ul>
	追い上げ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目標エリアまで追い上げ、定着を図る。 [伊勢原市]</li> <li>・県主体となる追い上げへの人的協力</li> </ul>
(3) 被害防除対策	集落環境整備	<p>[厚木市]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について、農協機関紙にて啓発 [伊勢原市]</li> <li>・未収穫農作物、放任果樹の除去等の徹底</li> </ul>
	農地への防護柵	<p>[厚木市]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防護柵設置費用の一部補助 [伊勢原市]</li> <li>・鳥獣被害防止総合対策交付金、市町村事業推進交付金等を活用し、侵入防止柵の設置支援</li> </ul>
	広域防護柵	<p>[厚木市]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電気柵の維持管理 玉川地区 9,647m</li> </ul>
	追い払い	<p>[秦野市]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・追い払い員7名通年出動計329日(658人日) 「秦野・伊勢原ニホンザル広域対策協議会」による監視活動を実施</li> <li>・伊勢原市と連携した効果的な追い払いを実施する</li> <li>・旧子易群及び旧大山群に侵入するルートでの追い払いを徹底する</li> <li>・ドローンを活用した追い払い等新たな追い払い方法を研究、開発する [厚木市]</li> <li>・地区追い払い隊 (空砲・動物駆逐用火火等による追い払い)</li> <li>・地域住民による追い払いへの支援 [伊勢原市]</li> <li>・県の技術指導に基づく、追い払い活動を実施</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・地元や農家へ追い払い用煙火等の配布エアガンやパチンコ等の貸出し</li> <li>・追い払い隊による追い払い活動（2名1組で週5日勤務）</li> </ul>
	その他	<p>[秦野市]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市ホームページでサルの位置情報を提供する</li> <li>・広報等を利用しサル対策を周知する</li> <li>・GISを活用する</li> <li>・センサーカメラ及びドローンにより侵入経路を特定する</li> </ul> <p>[伊勢原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・追い払い隊が確認した群れの位置情報を希望者へメール配信</li> <li>・ハイカー等による餌付けの禁止を看板により周知</li> <li>・追い払い隊員による行動域調査</li> </ul>
(4) 生息環境整備	森林整備	<p>[伊勢原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市所管課や関係機関、関係団体との連携により生息環境整備を進める</li> </ul>
(5) その他		<ul style="list-style-type: none"> <li>・県及び関係市町村の連携、協力</li> </ul>



## 11 令和5年度 丹沢湖群事業実施管理計画

### 1 群れの目標

項目	目標（第5次計画期間）	目標（令和5年度末）
(1) 目標頭数	・20頭程度で維持	・20頭程度で維持
(2) 目標エリア	・大杉山方面	・大杉山方面への追い払い、町内における被害の減少

### 2 群れの状況

項目	内容
(1) 生息域	・山北町山北地区、共和地区、清水地区、三保地区
(2) 頭数	・19頭（令和4年度生息状況調査による）
(3) 農業被害	・山北町 41千円（12月末時点）
(4) 生活・人身被害	・山北町 0件（12月末時点）

### 3 主な課題

「山北地区等での農業被害（サルの南下）」

### 4 前年度実績

項目	内容	
(1) 群れ管理	個体数管理	・適正規模とするための群れの縮小 ・捕獲頭数3頭（他 学習放獣1頭）
	追い上げ	
(2) 被害防除対策	集落環境整備	山北町 ・農家等に対する未収穫農作物、廃棄農作物等の早期収穫や除去等を啓発
	農地への防護柵	山北町 ・私設柵設置の資材購入費補助 ・県西地域鳥獣対策支援チーム事業によりモデル圃場に設置した電気柵の活用（農家への技術指導等） ・集落環境調査結果に基づく効果的な防護柵設置等の啓発 J A 西湘 ・防護柵資材購入費の助成
	広域防護柵	
	追い払い	山北町 ・山北町市街地への南下防止に向けた追い払い69回（町職員） ・住民へ煙火配布 ・町民向け有害獣追い払い用煙火講習会を開催し、参加者のみへの駆逐用煙火の配布 ・スリングショット等による追い払い実施 ・スリングショット等の地域への貸し出し実施 ・町単独事業の追い払い物品（エアガン、スリングショット等）購入費の補助による追い払いの促進
	加害個体捕獲	なし
	その他	山北町 ・観光客等への餌付け禁止の周知 ・町広報等で被害届の提出を促進し被害実態を把握
(3) 生息環境整備	森林整備	なし

5 成果及び問題点

項目		内容
(1) 群れ管理	個体数管理	山北町 【成果】 ・県の地域ぐるみ事業を活用し、県・町・地域住民の連携により捕獲事業を実施
	追い上げ	
(2) 被害防除対策	集落環境整備	山北町 【成果】 ・被害地域における住民の鳥獣害対策意識が向上
	農地への防護柵	山北町 【成果】 ・私設柵の設置が継続的に伸びている ・柵設置農地の被害軽減 ・モデル圃場に設置した防護柵（電気柵）による被害防除の効果を確認
	広域防護柵	なし
	追い払い	山北町 【成果】 ・追い払い実施後は市街地に現れる件数が減少 ・町民向け有害獣追い払い用煙火講習会実施により、町民の鳥獣害対策意識が向上 【問題点】 ・追い払い者の高齢化により人手が不足 ・ロケット花火の追い払い効果が落ちてきている
	加害個体捕獲	なし
	その他	山北町 【問題点】 ・サルが頻繁に出没する地域住民の防除意識が希薄となり、被害届による実態が得られない
(3) 生息環境整備	森林整備	なし

6 実施計画

項目		内容
(1) 事業の実施方針		・適正規模とするための個体数調整と行動域の南下防止
(2) 群れ管理	個体数管理	・適正規模とするための群れの維持 ・捕獲計画数0頭（箱わなによる捕獲）
	追い上げ	
(3) 被害防除対策	集落環境整備	山北町 ・農家等に対する未収穫農作物、廃棄農作物等の早期収穫や除去等を啓発
	農地への防護柵	山北町 ・私設柵設置の資材購入費補助による柵設置を促進 ・設置技術の指導と助言の継続 ・モデル圃場における被害状況の把握と農家への技術指導を継続 J A 西湘 ・防護柵資材購入費の助成
	広域防護柵	なし

	追い払い	山北町 <ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地への南下防止に向けた追い払い方法の検討</li> <li>・住民へ煙火配布</li> <li>・町民向け有害獣追い払い用煙火講習会（動物駆逐用煙火取扱い）を実施し、町民の鳥獣害対策意識を向上させる</li> <li>・参加者のみへの駆逐用煙火の配布</li> </ul>
	加害個体捕獲	山北町 <ul style="list-style-type: none"> <li>・加害個体を特定し捕獲</li> </ul>
	その他	山北町 <ul style="list-style-type: none"> <li>・観光客への餌付け禁止の周知</li> <li>・被害実態の把握継続</li> </ul>
(3) 生息環境整備	森林整備	なし

## 12 令和5年度 K1群事業実施管理計画

### 1 群れの目標

項目	目標（第5次計画期間）	目標（令和5年度末）
(1) 目標頭数	・群れの頭数を60頭程度まで縮小	・群れの頭数を60頭程度まで縮小
(2) 目標エリア	・県境方面	・県境方面

### 2 群れの状況

項目	内容
(1) 生息域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相模原市緑区佐野川地区</li> <li>・山梨県上野原市</li> <li>・主な生息域は山梨県上野原市</li> <li>・K4群と行動域が一部重複</li> </ul>
(2) 頭数	・64頭（令和4年度生息状況調査による）
(3) 農業被害	・ビワ、ナス、トウモロコシ、スイカ、キュウリ ※K4群と重複
(4) 生活・人身被害	・佐野川地区での出没がある。

### 3 主な課題

「山梨県（上野原市）との管理方針及び捕獲方法の調整」、「個体数増加等による群れの分裂の危惧」、「群れの分裂による行動域及び被害拡大の懸念」、「地域の高齢化により継続的な追払い等の対策が困難」、「費用対効果があまり見込めない対策事業への費用負担」

### 4 前年度実績

項目		内容
(1) 群れ管理	個体数管理	<b>【目的】</b> ・適正規模とするための群れの縮小、維持 <b>【捕獲頭数】</b> ・0頭 [他 上野原市8頭]
	追い上げ	[相模原市] ・専門業者による銃器を使用した追い上げ
(2) 被害防除対策	集落環境整備	[相模原市] ・放棄果樹、取り残し農作物等の除去の啓発
	農地への防護柵	[相模原市] ・防護柵設置費用の一部補助
	広域防護柵	
	追い払い	[相模原市] ・委託業者（猟友会）による追い払い 延べ276名138日 ・農業者等（自主防衛組織、JA神奈川つくい職員）による追い払い ・住民へ煙火等追払物品を配布 ・専門業者による指導
	加害個体捕獲	
	その他	[相模原市] ・JA神奈川つくい、農業者・地域への位置情報提供 ・専門業者による農業者等への指導
(3) 生息環境整備	森林整備	
(4) その他		

5 成果及び問題点

項目		内容
(1) 群れ管理	個体数管理	<b>【成果】</b> ・処分頭数 0頭 <b>【問題点】</b> ・行動域が広い（主な行動域が上野原市内）ため、効率的なわな捕獲が困難。
	追い上げ	<b>【問題点】</b> ・急峻な地形の場所に出没が多く、追払い、追い上げが困難。
(2) 被害防除対策	集落環境整備	<b>【成果】</b> ・地域ぐるみの対策を進める地域の組織が活動を継続。 <b>【問題点】</b> ・放棄果樹、取り残し農作物等の除去が不十分。
	農地への防護柵	<b>【問題点】</b> ・防護柵の設置に問題があるケースがある。
	広域防護柵	
	追払い	<b>【問題点】</b> ・動物駆逐用煙火による追払い効果の減少。 ・高齢化等により被害対策の継続が懸念される。
	加害個体捕獲	
	その他	<b>【問題点】</b> ・営農者の諦め。
(3) 生息環境整備	森林整備	
(4) その他		<b>【問題点】</b> ・隣接都県が実施する銃器捕獲による群れの分裂及び群れの分裂による被害拡大の懸念 ・隣接都県との統一的な管理及び捕獲の実施が必要

6 実施計画

項目		内容
(1) 事業の実施方針		・農業被害、生活被害及び人身被害防止のため群れの除去を図る。
(2) 群れ管理	個体数管理	<b>【目的】</b> ・適正規模とするための群れの縮小・維持 <b>【捕獲計画数】</b> ・5頭 <b>【捕獲方法】</b> ・はこわな、囲いわな、麻酔銃、銃器、ICT わな
	追い上げ	・目標エリアまで追い上げ、定着を図る。 [相模原市] ・専門業者による銃器を使用した追い上げ
(3) 被害防除対策	集落環境整備	[相模原市] ・放棄果樹、取り残し農作物等の除去の啓発 ・人家周辺にある果樹等の早期収穫、撤去等の啓発
	農地への防護柵	[相模原市] ・防護柵設置費用の一部補助 ・防護柵設置の啓発
	広域防護柵	

	追払い	[相模原市] <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託業者（猟友会）による追払い</li> <li>・自主防衛組織、農業者等（JA 神奈川つくい職員）との連携による追払い。</li> <li>・専門業者による指導</li> <li>・住民へ煙火等追払物品を配布</li> <li>・組織的な追払いの実施の継続</li> </ul>
	その他	[相模原市] <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域ぐるみの対策の継続</li> <li>・外部支援の検討</li> <li>・JA神奈川つくい、農業者、地域への位置情報提供</li> <li>・専門業者による農業者等への指導</li> <li>・正確な被害状況の把握</li> </ul>
(4) 生息環境整備	森林整備	
(5) その他		<ul style="list-style-type: none"> <li>・隣接都県との統一的な管理、捕獲体制の構築</li> <li>・県及び関係市町村の連携、協力</li> </ul>

### 13 令和5年度 K4群事業実施管理計画

#### 1 群れの目標

項目	目標（第5次計画期間）	目標（令和5年度末）
(1) 目標頭数	・群れの除去	・群れの除去
(2) 目標エリア	・県境方面（和田峠、陣馬山）	・県境方面（和田峠、陣馬山）

#### 2 群れの状況

項目	内容
(1) 生息域	・相模原市緑区佐野川地区、澤井地区 ・主な生息域は相模原市緑区佐野川地区 ・K1群と行動域が一部重複
(2) 頭数	・33頭（令和4年度生息状況調査による）
(3) 農業被害	・ビワ、ナス、トウモロコシ、スイカ、キュウリ ※K1群と重複
(4) 生活・人身被害	・澤井地区、佐野川地区での出没が多い。

#### 3 主な課題

「隣接市との連携の必要性」、「地域の高齢化により継続的な追払い等の対策が困難」、  
「費用対効果あまり見込めない対策事業への費用負担」、「地形的に追払い・追い上げが困難」、「被害の継続に伴う人身被害への懸念」

#### 4 前年度実績

項目	内容
(1) 群れ管理	個体数管理 【目的】 ・適正規模とするための群れの縮小、維持 【捕獲頭数】 ・5頭 [他 上野原市0頭]
	追い上げ [相模原市] ・専門業者による銃器を使用した追い上げ
(2) 被害防除対策	集落環境整備 [相模原市] ・放棄果樹、取り残し農作物等の除去の啓発
	農地への防護柵 [相模原市] ・防護柵設置費用の一部補助
	広域防護柵
	追い払い [相模原市] ・委託業者（猟友会）による追払い 延べ276人138日 ・農業者等（自主防衛組織、JA 神奈川つくい職員）による追い払い ・住民へ煙火等追払い物品を配布 ・専門業者による指導
	加害個体捕獲
その他 [相模原市] ・JA 神奈川つくい、農業者・地域への位置情報提供 ・専門業者による農業者等への指導	
(3) 生息環境整備	森林整備
(4) その他	

5 成果及び問題点

項目		内容
(1) 群れ管理	個体数管理	【成果】 ・処分頭数5頭 【問題点】 ・行動域が広い為、効率的なわな捕獲が困難
	追い上げ	【問題点】 ・急峻な地形の場所に出没が多く、追い払い、追い上げが困難。
(2) 被害防除対策	集落環境整備	【成果】 ・地域ぐるみの対策を進める地域組織が活動を継続 【問題点】 ・放棄果樹、取り残し農作物等の除去が不十分 ・営農者の諦めによる耕作放棄地の増加
	農地への防護柵	【問題点】 ・防護柵等の設置に問題があるケースがある。
	広域防護柵	
	追い払い	【問題点】 ・動物駆逐用煙火による追い払い効果の減少 ・高齢化等により被害対策の継続が困難となる懸念がある。
	加害個体捕獲	
	その他	【問題点】 ・営農者の諦め
(3) 生息環境整備	森林整備	
(4) その他		

6 実施計画

項目		内容
(1) 事業の実施方針		・農業被害、生活被害及び人身被害防止のため群れの除去を図る。
(2) 群れ管理	個体数管理	【目的】 ・適正配置とするための群れの除去 【捕獲計画数】 ・全頭 【捕獲方法】 ・はこわな、囲いわな、麻酔銃、銃器、ICTわな
	追い上げ	・除去が完了するまでは、目標エリアまで追い上げ、定着を図る。 [相模原市] ・専門業者による銃器を使用した追い上げ
(3) 被害防除対策	集落環境整備	[相模原市] ・放棄果樹、取り残し農作物等の除去の啓発 ・人家周辺にある果樹等の早期収穫、撤去等の啓発
	農地への防護柵	[相模原市] ・防護柵設置費用の一部補助 ・防護柵等の効果的な設置啓発
	広域防護柵	
	追い払い	[相模原市] ・委託業者（猟友会）による追い払い



		<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主防衛組織、農業者等（JA 神奈川つくい職員）との連携による追払い。</li> <li>・専門業者による指導</li> <li>・住民へ煙火等追払物品を配布</li> <li>・組織的な追払いの実施の継続</li> </ul>
	その他	<p>[相模原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域ぐるみの対策の継続</li> <li>・外部支援の検討</li> <li>・JA神奈川つくい、農業者、地域への位置情報提供</li> <li>・専門業者による農業者等への指導</li> <li>・正確な被害状況の把握</li> </ul>
(4) 生息環境整備	森林整備	
(5) その他		<ul style="list-style-type: none"> <li>・隣接都区市との統一的な管理、捕獲の調整</li> <li>・県及び関係市町村の連携、協力</li> </ul>

## 14 令和5年度 川井野群事業実施管理計画

### 1 群れの目標

項目	目標（第5次計画期間）	目標（令和5年度末）
(1) 目標頭数	・－ ※ 相模原市内への定着が見られ、被害が発生した場合は関係機関との協議のうえ個体数調整を実施する。	・－ ※ 相模原市内への定着が見られ、被害が発生した場合は関係機関との協議のうえ個体数調整を実施する。
(2) 目標エリア	・ 県境方面	・ 県境方面

### 2 群れの状況

項目	内容
(1) 生息域	・ 相模原市緑区千木良地区、小原地区、澤井地区、佐野川地区 ・ 東京都八王子市 ・ 主な生息域は東京都八王子市である。
(2) 頭数	・ 96頭（令和4年度生息状況調査による）
(3) 農業被害	
(4) 生活・人身被害	

### 3 主な課題

「東京都（八王子市）との管理方針及び捕獲方法の調整」、「個体数増加による群れの分裂の危惧」、「群れの分裂による行動域及び被害拡大の懸念」

### 4 前年度実績

項目	内容
(1) 群れ管理	個体数管理 【目的】 ・ 適正規模とするための群れの縮小 【捕獲頭数】 ・ 0頭 [他 八王子市 22頭]
	追い上げ [相模原市] ・ なし
(2) 被害防除対策	集落環境整備 [相模原市] ・ 放棄果樹、取り残し農作物等の除去の啓発
	農地への防護柵 ・ 防護柵設置費用の一部補助
	広域防護柵
	追い払い [相模原市] ・ 委託業者（猟友会）による追い払い 延べ214人107日
	加害個体捕獲 その他
(3) 生息環境整備	森林整備
(4) その他	

### 5 成果及び問題点

項目	内容
(1) 群れ管理	個体数管理 【問題点】 ・ 急峻な地形の場所に出没が多く、行動域が広い（主な行

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 動域が八王子市内) ため、効率的なわな捕獲が困難</li> <li>・ 令和4年度のモニタリングで96頭が確認。</li> </ul>
	追い上げ	
(2) 被害防除対策	集落環境整備	<b>【問題点】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 放棄果樹、取り残し農作物等の除去が不十分</li> </ul>
	農地への防護柵	<b>【問題点】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防護柵等の設置が進んでいない地域がある。</li> </ul>
	広域防護柵	
	追い払い	<b>【問題点】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢化等により自主防衛組織の設置が困難な地域がある。</li> </ul>
	加害個体捕獲	
	その他	
(3) 生息環境整備	森林整備	
(4) その他		<b>【問題点】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ K2群の除去に伴い、行動域が相模原市域内に定着しつつある。</li> <li>・ 隣接都県との統一的な管理及び捕獲の実施が必要</li> </ul>

## 6 実施計画

項目		内容
(1) 事業の実施方針		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東京都からの南下を防ぐため、県境方面へ追い上げる</li> </ul>
(2) 群れ管理	個体数管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相模原市内への定着が見られ、被害が発生した場合には関係機関との協議のうえ個体数調整を実施する。</li> </ul>
	追い上げ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目標エリアまで追い上げ、定着を図る。</li> </ul> [相模原市] <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専門業者による銃器をしようした追い上げ</li> </ul>
(3) 被害防除対策	集落環境整備	[相模原市] <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 放棄果樹、取り残し農作物等の除去の啓発</li> <li>・ 人家周辺にある果樹等の早期収穫、撤去等の啓発</li> </ul>
	農地への防護柵	[相模原市] <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防護柵設置費用の一部補助</li> <li>・ 防護柵設置の啓発</li> </ul>
	広域防護柵	
	追い払い	[相模原市] <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自主防衛組織、農業者等（J A 神奈川つくい職員）による追い払い</li> <li>・ 猟友会による銃器（野猿弾）を使用した追い払いの強化</li> <li>・ 専門業者による指導</li> <li>・ 住民へ追い払い物品を配布</li> <li>・ 組織的な追い払い実施の啓発</li> </ul>
	その他	[相模原市] <ul style="list-style-type: none"> <li>・ J A 神奈川つくい、農業者、地域への位置情報の提供</li> <li>・ 専門業者による農業者等への指導</li> <li>・ 被害発生前の対策の検討</li> <li>・ 隣接都県との調整</li> </ul>
(4) 生息環境整備	森林整備	
(5) その他		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 隣接都県市との統一的な管理、捕獲の調整</li> <li>・ 県及び関係市町村の連携、協力</li> </ul>

## V 参考資料

### 1 市町村別追い払い実施結果

地域 個体 群名	市町村名	群れ・ 集団名	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
西湘	南足柄市	<u>S</u>	5	6	12	4	2	10	-	-	-	-
	小田原市	<u>S</u> 、H	365 (1,537.0h)	365 (3,127.0h)	366 (2,350.0h)	365 (2,423.0h)	365 (1,903.5h)	365 (2,026.0h)	365 (2,026.0h)	365 (1,764.0h)	365 (1,145.0h)	365 (741.0h)
	箱根町	<u>S</u>	189	245	251	244	247	124	10	-	-	-
	真鶴町	T 1、H	70	76	78	42	36	26	13	27	13	24
	湯河原町	T 1、 <u>P 1</u>	222	231	298	270	256	211	277	273	229	263
		計	851 (1,537.0h)	923 (3,127.0h)	1,005 (2,350.0h)	925 (2,423.0h)	906 (1,903.5h)	736 (2,026.0h)	665 (2,026.0h)	665 (1,764.0h)	607 (1,145.0h)	652 (741.0h)
丹沢	相模原市	ダムサイト、ダムサイト分裂、川第B、川第B 1	391	747	741	776	668	1,289	623	928	1,314	1,112
	厚木市	鷺尾、 <u>経ヶ岳</u> 、 <u>煤ヶ谷</u> 、日向、半原、七沢、 <u>片原</u> 、 <u>高森集団</u> 、 <u>鐘ヶ嶽</u>	1,632	1,598	1,472	1,127	1,070	1,422	641	771	841	959
	愛川町	ダムサイト、川第A、川第B、川第B 1、 <u>鷺尾</u> 、半原	249	245	252	255	460	1,156	892	1,491	1,403	1,377
	清川村	<u>煤ヶ谷</u> 、 <u>片原</u> 、 <u>鐘ヶ嶽</u> 、川第A、川第B、川第B 1	118	213	317	308	266	185	154	160	145	170
	松田町		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	山北町	丹沢湖	-	-	-	-	-	2	3	-	-	69
	秦野市	<u>大山</u> 、 <u>子易</u> 、日向	468	702	720	389	369	419	262	658	661	340
	伊勢原市	<u>大山</u> 、日向、 <u>鐘ヶ嶽</u> 、 <u>子易</u> 、 <u>煤ヶ谷</u> 、 <u>高森集団</u>	419	450	515	566	410	731	567	437	366	216
	計	3,277	3,955	4,017	3,421	3,243	5,204	3,142	4,445	4,730	4,243	
南 秋川	相模原市	K 1、 <u>K 2</u> 、 <u>K 3</u> 、K 4、川井野	504	998	1,265	1,443	1,038	2,004	1,070	1,697	1,324	846
		計	504	998	1,265	1,443	1,038	2,004	1,070	1,697	1,324	846
	合 計		4,632 (1,537.0h)	5,876 (3,127.0h)	6,287 (2,350.0h)	5,789 (2,423.0h)	5,187 (1,903.5h)	7,944 (2,026.0h)	4,877 (2,026.0h)	6,807 (1,764.0h)	6,661 (1,145.0h)	5,741 (741.0h)

※ 表中の数値は追い払い委託による巡視日数及び通報等による追い払い実施の出動回数の合計

※ 小田原市鳥獣被害防止対策協議会による追い払い出動時間を（）に記載

※ 下線のある群れ・集団は令和5年6月現在除去済みまたは消滅

## 2 捕獲数等の推移

### ア 加害個体群捕獲を目的とした捕獲頭数及び放獣頭数の推移

地域個体群名	群れ・ 集団名	区分	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
西湘	S	捕獲・殺処分	1	3	2							
		学習放獣	3	11	4	6						
	H	捕獲・殺処分							1	2		
		学習放獣										
	P 1	捕獲・殺処分										
		学習放獣										
T 1	捕獲・殺処分									3	1	
	学習放獣											
ハナレザル	捕獲・殺処分								1			
	学習放獣											
丹沢	ダムサイト	捕獲・殺処分									1	
		学習放獣										
	ダムサイト分裂	捕獲・殺処分										
		学習放獣										
	経ヶ岳	捕獲・殺処分										
		学習放獣										
	高森	捕獲・殺処分										
		学習放獣										
	子易	捕獲・殺処分										
		学習放獣										
	鐘ヶ嶽	捕獲・殺処分							1			
		学習放獣										
	川弟A	捕獲・殺処分										
		学習放獣										
	川弟B	捕獲・殺処分										
		学習放獣										
	川弟B 1	捕獲・殺処分										
		学習放獣										
	大山	捕獲・殺処分										
		学習放獣										
丹沢湖	捕獲・殺処分								1			
	学習放獣											
鷺尾	捕獲・殺処分											
	学習放獣											
日向	捕獲・殺処分				1				1			
	学習放獣											
煤ヶ谷	捕獲・殺処分											
	学習放獣											
半原	捕獲・殺処分											
	学習放獣											
片原	捕獲・殺処分											
	学習放獣											
ハナレザル	捕獲・殺処分		1	2								
	学習放獣											
南秋川	K 1	捕獲・殺処分										
		学習放獣										
	K 2	捕獲・殺処分										
		学習放獣										
	K 3	捕獲・殺処分										
		学習放獣										
K 4	捕獲・殺処分											
	学習放獣											
川井野	捕獲・殺処分											
	学習放獣											
ハナレザル	捕獲・殺処分							1				
	学習放獣											
ハナレザル	捕獲・殺処分							1				
	学習放獣											
捕獲・殺処分(計)			1	4	4	1	0	2	5	5	2	1
学習放獣(計)			3	11	4	6	0	0	0	0	0	0

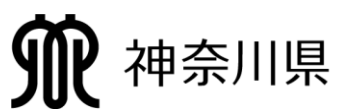
※ 下線のある群れ・集団は令和5年6月現在除去済みまたは消滅

イ 個体数調整を目的とした捕獲頭数、放獣頭数及び捕獲計画数の推移

地域個体群名	群れ・ 集団名	区分	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
西 湘	S	捕獲・殺処分					13	1	2	1		
		学習放獣					6					
		捕獲計画数					18	5	4	2		
	H	捕獲・殺処分		4	2	9	6	4	4	1	4	1
		学習放獣			2		3	2	3			
		捕獲計画数	19	16	7	8	15	4	4	2	16	7
	P 1	捕獲・殺処分										
		学習放獣										
		捕獲計画数										
	T 1	捕獲・殺処分		1	2	4	3	1	2	2	2	
		学習放獣	2	1	3	9	6	6	8	10	13	
		捕獲計画数	15	20	5	7	8	2	2	2	2	
丹 沢	ダムサイト	捕獲・殺処分	3	6	1	2	2	7	8			
		学習放獣										
		捕獲計画数								2	2	2
	ダムサイト分裂	捕獲・殺処分								6		
		学習放獣					1			1		
		捕獲計画数	25	19	20	15	20	18	12	6	5	5
	経ヶ岳	捕獲・殺処分	10	10	22	5	21	16	12		3	2
		学習放獣	47	16	1	1	1		3			
		捕獲計画数	17	10	30	5	21	22	14	5	5	2
	高森	捕獲・殺処分		1								
		学習放獣										
		捕獲計画数	5	3	3	3	3					
	子易	捕獲・殺処分	10	8		4	12					
		学習放獣		2								
		捕獲計画数	23	16	13	11	10					
	鐘ヶ嶽	捕獲・殺処分				10		1	3	3		5
		学習放獣				2	1		1	3	1	3
		捕獲計画数				26		4	3	4		9
	川弟A	捕獲・殺処分								2	13	3
		学習放獣									1	1
		捕獲計画数					11	14	18	10	36	20
	川弟B	捕獲・殺処分					1		5			
		学習放獣										
		捕獲計画数	59	59	64	63	20	15	20	3		
	川弟B 1	捕獲・殺処分										
		学習放獣										
		捕獲計画数									5	
	大山	捕獲・殺処分		10	11	15	22	12	8	2		
		学習放獣		10	7	7	1					
		捕獲計画数		10	12	15	32	13	4	3		
	丹沢湖	捕獲・殺処分							2	5	2	3
		学習放獣								2	2	1
		捕獲計画数						5	9	7		3
	鷹尾	捕獲・殺処分	21	49	20	25	41	18	3			
		学習放獣	20	33		2	1					
		捕獲計画数	49	60	55	25	46	17	3			
	日向	捕獲・殺処分		20	13	15	8	7	16	3	5	3
		学習放獣		20	10	13		12	4	5	2	1
		捕獲計画数		20	13	15	16	11	16	5	9	8
	煤ヶ谷	捕獲・殺処分	9	8	12	10	17	27	5	1	1	
		学習放獣	7	24								
		捕獲計画数	22	10	23	10	18	30	3	3		
半原	捕獲・殺処分				5		2	1				
	学習放獣					1		1				
	捕獲計画数	20	23	22	36	3	10	12	5	15	20	
片原	捕獲・殺処分	4	8	3	6	5	3	6	4			
	学習放獣								1			
	捕獲計画数	25	31	26	24	16	12	15	9	3		

地域個体群名	群れ・ 集団名	区分	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
南秋川	K 1	捕獲・殺処分	1	2	1		4				1	
		学習放獣									3	
		捕獲計画数	30	10	10	10	18	9	10	10	9	5
	K 2	捕獲・殺処分	7	20	6	19	14	14	29		7	
		学習放獣		5				2	1			
		捕獲計画数	20	20	30	30	20	20	30	29	6	
	K 3	捕獲・殺処分	8	12	9	14	17	20	35	40		
		学習放獣		7	2	2	1	3	5	4		
		捕獲計画数	20	20	25	30	25	25	42	33		
	K 4	捕獲・殺処分		10	1	3	8	10	6	2	33	5
		学習放獣		10	1	2	1	1	10		8	4
		捕獲計画数	10	10	20	20	10	20	16	15	33	7
	川井野	捕獲・殺処分										
		学習放獣										
		捕獲計画数										20
捕獲・殺処分(計)			73	169	103	146	194	143	147	72	71	22
学習放獣(計)			76	128	26	38	16	27	34	24	27	23
捕獲計画数(計)			359	357	378	353	330	256	237	155	146	108
(参考) 県外での捕獲・殺処分 (平成 29 年度よりとりまとめ)							K 1:9 K 3:1	K 1:6 K 3:2	K 1:11 K 3:1 川井野:1	K 1:8 K 3:1 川井野:8	K 1:20 川井野:6	K 1:8 川井野:22
(参考) 交通事故、自然死 (平成 29 年度よりとりまとめ)							S:2 H:1 経ヶ岳:1 煤ヶ谷:3 片原:1 丹沢湖:1	H:4 P:1:1 T:1:2 彦屋:1 丹沢湖:1 K 2:1 K 3:1	H:4 K 3:1	H:2 川第 A:2 鐘ヶ嶽:1 日向:1 丹沢湖:3	H:1 T:1:2 ダムサイ ト分裂:1 丹沢湖:1	川第 A:1 川第 B:1

※ 下線のある群れ・集団は令和 5 年 6 月現在除去済みまたは消滅



環境農政局緑政部自然環境保全課

横浜市中区日本大通 1 〒231-8588 電話 045(210)1111 (代表)